【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 令和元年8月28日

【事業年度】 第44期(自 平成30年6月1日 至 令和元年5月31日)

【会社名】 五洋食品産業株式会社

【英訳名】 GOYO foods Industry Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 舛田 圭良

【本店の所在の場所】 福岡県糸島市多久819番地2

【電話番号】 (092)332 - 9610(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 持丸 直之

【最寄りの連絡場所】 福岡県糸島市多久819番地2

【電話番号】 (092)332 - 9610(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 持丸 直之

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第40期	第41期	第42期	第43期	第44期
決算年月		平成27年 5 月	平成28年5月	平成29年 5 月	平成30年5月	令和元年5月
売上高	(千円)	1,639,120	1,870,848	1,987,618	2,054,369	2,132,473
経常利益又は 経常損失()	(千円)	39,536	88,329	83,094	17,279	278
当期純利益	(千円)	38,794	82,024	72,865	6,744	26,292
持分法を適用した場合の 投資利益	(千円)				-	-
資本金	(千円)	100,000	100,000	139,600	100,000	100,000
発行済株式総数	(株)	949,572	1,717,172	1,807,172	1,807,172	1,807,172
純資産額	(千円)	150,961	281,032	435,585	442,291	468,556
総資産額	(千円)	1,554,315	1,565,012	2,806,185	2,531,331	2,607,912
1株当たり純資産額	(円)	159.05	163.71	239.69	243.41	257.95
1株当たり配当額 (1株当たり 中間配当額)	(円)	()	()	()	- (-)	- (-)
1 株当たり 当期純利益金額	(円)	40.87	52.39	42.43	3.73	14.55
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額	(円)			42.43	3.71	12.79
自己資本比率	(%)	9.7	18.0	15.4	17.4	17.9
自己資本利益率	(%)		126.1	20.4	1.5	5.8
株価収益率	(倍)	11.99	15.27	21.80	247.99	60.41
配当性向	(%)				-	-
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	112,003	32,145	255,386	54,630	184,887
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	3,769	242,537	913,280	208,804	46,194
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	212,016	28,759	1,119,260	241,988	75,882
現金及び現金同等物の 期末残高	(千円)	435,724	196,573	657,940	261,777	476,352
従業員数 [ほか、平均臨時 雇用人員]	(名)	54 [56]	71 [72]	70 [69]	81 [85]	82 [88]
株主総利回り [比較指標:TOPIX]	(%) (%)	106.3 [139.3]	173.5 [114.8]	200.7 [130.5]	200.7 [145.4]	190.7 [125.9]
最高株価	(円)	490	800	925	925	925
最低株価	(円)	459	500	800	925	860

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 - 2.従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を[]外数で記載しております。
 - 3. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 - 4 . 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
 - 5.潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第40期及び第41期は潜在株式が存在しないため記載 しておりません。
 - 6.自己資本利益率については、第40期は期中平均の自己資本がマイナスのため記載しておりません。
 - 7.1株当たり配当額及び配当性向は、配当を行っていないため記載しておりません。
 - 8. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所(TOKYO PRO Market)におけるものであります。
 - 9.「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第44期の期首から適用しており、第43期に係る主要な経営指標等については、遡及処理後の数値となっております。

2 【沿革】

当社は、洋食店や喫茶店などを中心にピザが普及し始めたのをきっかけに、飲食店用ピザの材料であるナチュラルチーズの加工・販売を主たる事業として昭和50年5月に設立され、昭和55年には飲食店からの「チーズを取り扱っている利点を活かしたケーキ」のご要望に応えるため、本社・工場を移転し、チーズケーキの製造を開始いたしました。

昭和58年には、需要の拡大に伴い量産体制を確立するため、本社・工場を移転し、ピザ・クラスト製造ライン を導入いたしました。

平成7年には、外食産業における冷凍洋菓子の需要拡大に対応するため、洋菓子工場を増設いたしました。

その後、ナチュラルチーズ加工及びピザ・クラスト製造は、価格競争が激化したため平成18年までに撤退いたしました。一方で、冷凍技術の進化に伴い市場での冷凍食品の浸透が進み、時代背景を反映した食品のフローズン化が加速することをにらみ、同年冷凍洋菓子事業へ完全シフトいたしました。

平成20年、平成25年及び平成29年に、当社の主力商品である「ベイクドチーズケーキ」を食のオリンピックと 称されるモンドセレクションへ出品し、いずれも「モンドセレクション金賞」を受賞いたしました。

また、衛生品質管理体制の強化及び生産体制の効率化により、製品の安全性の向上及び原価率の改善を図るため、HACCPに対応した新社屋本社・工場を建設し、平成22年2月に竣工いたしました。これをきっかけに現在は、「必要な時に必要な分だけが食べられる、廃棄の少ないエコなスイーツ」をコンセプトにした、「Sweets Stock!(これからのスイーツはストックできないと!)」プロジェクトによる新市場の開拓に取組んでおります。

一方で、平成24年5月にはTOKYO AIM取引所(現 東京証券取引所TOKYO PRO Market)に株式を上場いたしました。平成26年5月にタイ王国のSrifabakery Co., Ltd.との間でタイ王国における販売提携の基本合意に至り、平成26年11月には香港の新華日本食品有限公司を香港及びマカオにおける当社製品の独占販売者として任命し、タイや香港などのアジア諸国、北米等へ「メイド・イン・ジャパン」スイーツとして輸出を開始し、本格的な海外展開を推進しております。

そして、こうした事業拡大を背景として、中長期的な成長戦略の一環として供給能力の底上げを実現できるように、平成29年3月に本社工場の増築・改修工事を実施しております。

また平成31年3月に製品の高品質を実現するため、食品安全マネジメントシステムFSSC22000を認証取得しております。FSSC22000取得により、食品の安全な提供に関するリスクを低減するほか、業務の効率化、法令遵守の推進を行い高品質な製品の供給に努めてまいります。

有価証券報告書

年月	概要
昭和50年5月	福岡市博多区千代町にナチュラルチーズ加工業を行う株式会社として設立(資本金3,000千円)
昭和54年8月	本社・工場を福岡市博多区上牟田に移転
昭和55年8月	本社・工場を福岡市博多区東那珂一丁目に移転、洋菓子製造業を開始(同年9月に資本金を20,000千 円に増資)
昭和58年9月	本社・工場を博多区東那珂二丁目に移転、ピザ・クラスト製造ラインを導入し、量産体制を確立
昭和60年9月	資本金を30,000千円に増資
平成7年11月	洋菓子工場を増設
平成14年3月	資本金を40,000千円に増資
平成17年7月	IS09001(2000)国際品質マネジメント規格 本社各部門にて取得
平成18年6月	冷凍洋菓子事業へ事業内容を完全移行
平成19年 5 月	第三者割当増資により資本金を49,998千円に増資
平成20年 1 月	第三者割当増資により資本金を90,198千円に増資
平成20年 5 月	第三者割当増資により資本金を92,475千円に増資
平成20年 5 月	ベイクドチーズケーキにて2008年度モンドセレクション金賞受賞
平成20年10月	第三者割当増資により資本金を118,157千円に増資
平成22年 2 月	福岡市博多区千代に営業事務所を新設
平成22年 2 月	HACCP対応の新社屋本社・工場が福岡県糸島市に完成し移転(注) 1
平成22年 5 月	第三者割当増資により資本金を143,158千円に増資
平成23年 1 月	(財)福岡県産業科学技術振興財団主催「フクオカベンチャーマーケット2011大賞」を受賞
平成23年 9 月	福岡市中央区港に営業事務所を移転
平成24年 5 月	公募増資、新株予約権の行使により資本金を162,407千円に増資
平成24年 5 月	TOKYO AIM取引所(現 東京証券取引所 TOKYO PRO Market)に株式を上場
平成24年7月	東京証券取引所とTOKYO AIM取引所の合併に伴い、東京証券取引所(TOKYO PRO Market)に株式を上場
平成25年 5 月	ベイクドチーズケーキにて2013年度モンドセレクション金賞受賞
平成25年8月	営業事務所を廃止し、本社に統合
平成26年 5 月	Srifabakery Co., Ltd.及び双日九州株式会社と販売提携を行い、タイ王国への輸出を開始
平成26年11月	新華日本食品有限公司と業務提携を行い、香港及びマカオ市場の拡大に着手
平成27年 5 月	財務体質の健全化を図る目的で、資本金を100,000千円に減資
平成27年8月	第三者割当増資により資本金を275,012千円に増資
平成27年 9 月	財務体質の健全化を図る目的で、資本金を100,000千円に減資
平成28年 5 月	中小企業庁「はばたく中小企業・小規模事業者 300社」の海外展開部門において「生産性優良企 業」に選定
平成29年 3 月	本社工場・事務所増設
平成29年4月	ベイクドチーズケーキにて2017年度モンドセレクション金賞受賞
平成29年 5 月	第三者割当増資により資本金を139,600千円に増資
平成29年10月	資本金を100,000千円に減資
平成29年10月	「平成29年度ふるさと企業大賞(総務大臣賞)」を受賞
平成29年12月	「経済産業省 2017年度 地域未来牽引企業」に選定
平成31年3月	食品安全マネジメントシステムFSSC22000認証取得 (注) 2

- (注) 1 HACCPとは、「Hazard Analysis and Critical Control Point(危害分析重要管理点)」の頭文字をとったもので、食品の安全性にとって重要な危害要因を科学的根拠に基づいて特定及び評価し、その危害要因を集中的に管理するシステムのことであります。
 - 2 FSSC22000とは、フードチェーンを通じて最終消費者に安全な食品を提供するための国際規格です。ISO22000 の内容に加えて具体的な衛生管理の手法が追加されております。

3 【事業の内容】

当社は、「デザートの使命である「小さな幸せ」を、より多くの方にお届けすることにより「大きな幸せ」で日本を包み、元気で明るい未来を次世代に、そして世界にお届けすること」を経営理念とし、「小回りの利いた『企画開発~生産~供給』までの一貫した高品質なサービスをお客様にスピーディーに供給すること」を経営方針として掲げ、冷凍洋菓子(フローズンスイーツ)の企画、開発、生産及び販売を行っております。

(1) 冷凍洋菓子(フローズンスイーツ)のコンセプト

当社は、生産から流通までを一貫して"冷凍のみ"にスコープし、「必要な時に必要な分だけが食べられる、 廃棄の少ないエコなスイーツ」をコンセプトとして、次の特徴を有する製品の提供に努めております。

高品質「作り立ての味と品質を凍結(ギュッと閉じ込める)」

スリップ「目的のシーンまでタイムスリップ」

利便性「必要なときに必要なだけ食することができる」

ストック「長期保存が可能であるため、廃棄が少ない」

(2) HACCP対応の生産拠点(本社工場)と一気通貫した商品開発・生産体制

当社は、皆様へ安心・安全な商品のお届けを実現するために、HACCPに対応した工場設備と管理手法を導入しており、原材料の入荷から商品開発・製造・加工・出荷・納品までを一気通貫して行い、その全行程において、起こりうる危害を事前に予測し、その流れを重点的に監視・記録することで、不良製品の出荷を防ぐ、という取組みを行っております。

(3) 品質管理の徹底

当社工場内をHACCPに対応した、一般エリア、準清潔エリア、清潔エリアの3つの区域に区分して各エリア間の交差汚染を防止するため、場内圧力の管理や工場内の配置に留意した作業従事者の服装の色分けを行うなど、細心の注意を払い品質管理を徹底しております。こうして「食の安全」・「高い品質」を確保して、ユーザーの皆様へ安心・安全な商品をお届けしております。このような取組みの中、当社は当事業年度に食品安全マネジメントシステムに関する国際規格であるFSSC22000を取得しました。FSSC22000取得により、食品の安全な提供に関するリスクを低減するほか、業務の効率化、法令遵守の推進を進め、高品質な製品の供給に努めてまいります。

(4)商品ブランド

当社では、B to B(業務用チャネル)向けの自社ブランド製品と、B to C(小売用チャネル)向けの自社ブランド製品とで、戦略的にブランドを分けております。業務用製品は外食産業向けの用途で開発された製品であり、加工・調理面に配慮したプロ向け仕様の製品となります。そこで「プロ向け仕様」のコンセプトそのままに、業務用自社ブランドとして「SWEETS PRO」を創設いたしました。一方で、「フローズンスイーツ」は業務用用途として認知され広く普及してきたものの、一般消費者にはまだまだ馴染みがありません。しかしながら、フローズンスイーツが一般家庭にも普及するインフラ自体は整っていることから、小売市場においても潜在需要は大きいと考えております。そこで、冷凍の特徴を活かしておいしさそのままに「これからのスイーツはストックできないと!」という新たな発想から、小売用自社ブランド「Sweets Stock!」を創設いたしました。

「Sweets Stock!」ブランド製品の終着駅は一般家庭や企業の冷凍冷蔵庫となります。日本中に広く普及した"身近な保管庫"である冷凍冷蔵庫から、"日常的"な楽しいシーンを演出できるよう、より多くの皆様に認知していただける"身近な売り場"の創設と普及を目指しております。

(5) 事業の柱(4つの販売チャネル)

当社の販売チャネルは、「飲食店等(プロ)向け業務用スイーツ事業(業務用チャネル)」、「宅配向けスイーツ事業(宅配用チャネル)」、「小売市場向けスイーツ事業(小売用チャネル)」、「海外向けスイーツ事業(輸出チャネル)」であり、商社、卸売事業者等を通じて、又は直接、国内及び海外の消費者へ当社の製品を提供しております。

飲食店等(プロ)向け業務用スイーツ事業(業務用チャネル)

「SWEETS PRO(プロ向けスイーツ)」ブランド。主にカフェ、レストラン、回転寿司、ホテルなどの外食産業向け製品の企画、開発、製造、販売を行っております。

自社企画開発品に加え、事業者(カフェやレストラン等)との共同開発(OEM/ODM)も行っており、全国規模で店舗展開している、様々な業態のお店で取り扱っていただいております。当社が最も得意とする分野であり、売上高全体の60%強を占める主力チャネルであります。また、自社業務用通販サイト「SWEETS PRO」も運営しており、比較的小口ットでの御注文ニーズにも対応しております。

OEM:納入先商標による受託生産、ODM:納入先商標による自社開発と生産

宅配向けスイーツ事業 (宅配用チャネル)

生活協同組合(コープ)をはじめ、夕食材料の宅配、介護・高齢者向け宅配、通販、ピザ等宅配など、個 人消費者向け宅配業者用フローズンスイーツを企画開発、生産販売しております。

家庭の食卓を彩る季節性・嗜好性の高いもの、添加物に配慮したもの、家庭用冷凍庫向けサイズ商品など、個人消費者が目的に合わせインターネットやチラシにより購入するコンセプトで商品を採用いただいております。また、事業体のご要望に合わせたPB商品(販売業者による企画ブランド品)の企画開発も行っております。

さらに、当社らしいチャレンジングな社風を活かして、新しい切り口で積極的に商品開発に取組んでおり、外部のシェフやパティシエとコラボレーションした「Sweets Stock!」ブランド製品、例えば、(株) I.GRECO(代表取締役 小崎陽一氏:イタリア料理研究家。イタリアンレストラン「クッチーナ・ジャンニ」及び料理教室を運営)と共同開発した「ジャンニの麻布チーズケーキ」などを、一般ユーザー向け通販サイト「Sweets Stock!」内で展開しており、今後もこうした取組みを継続してまいります。

小売市場向けスイーツ事業 (小売用チャネル)

「Sweets Stock!」ブランド (これからのスイーツはストックできないと!がコンセプト)で事業を展開しております。

まだ一般消費者に広く認知されていない「フローズンスイーツ」を普及させるため、売り場を創設し展開する事業パートナーと共に市場の活性化を推進しております。

具体的には、GMS(総合スーパーなどのゼネラルマーチャンダイジングストア)で販売されているほか、定期的に直売会も開催しております。

まだまだこれから市場開拓が必要な分野ではありますが、「Sweets Stock!」ブランドが広く認知され、新たな市場を創設できるように、今後もチャレンジを継続して全国展開を目指してまいります。

海外向けスイーツ事業 (輸出チャネル)

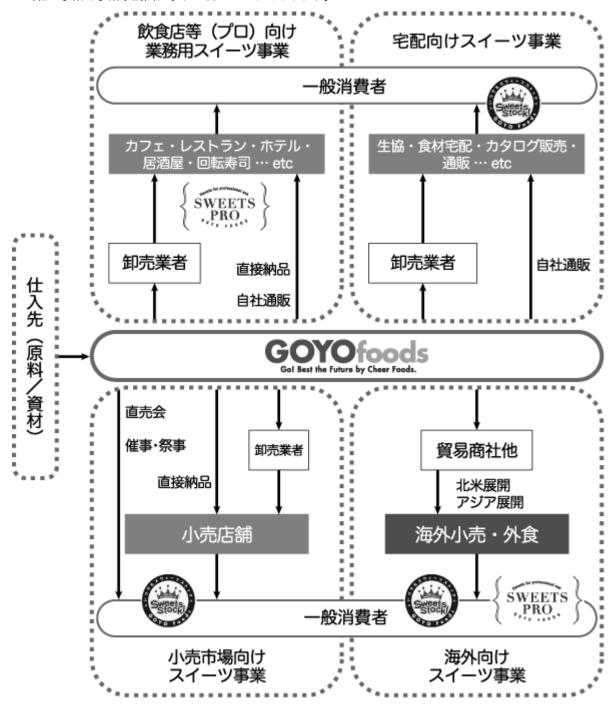
海外における食品、特にスイーツの「メイド・イン・ジャパン」は品質や味、管理方法ともに高い評価を受け、ニーズが高まっております。また欧米においてフローズンスイーツは一般的な市場として存在し、成長著しいアジア諸国においてスイーツは豊かさを象徴するアイテムとして注目されています。海外向け製品は、特に乳や卵の配合・衛生管理基準が高く厳しい品質が求められています。当社は世界各国のこれら基準をクリアするスイーツの企画開発と生産を行っております。そして、「冷凍」という特性を活かし、北米、アジア諸国などへの海外展開に注力しております。

特に、海外販路拡大のためには、現地での展示会や催事への出店に加え、現地企業との販売業務提携が重要であると考えておりますが、これまでに、タイ王国におけるSrifabakery Co., Ltd. (スリファベーカリー社)を独占販売者とする販売業務提携の実績、及び、香港及びマカオにおける新華日本食品有限公司を独占販売者とする販売業務提携の実績があり、こうした販売業務提携先と協業することにより、輸出チャネルの売上拡大に努めております。

今後も、現地有力企業との販売業務提携の機会を模索しつつ、既存の販売業務提携先との取引を拡大できるよう、積極的に海外展開を推進してまいります。

[事業系統図]

当社の事業を事業系統図に示すと次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

令和元年5月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
82[88]	32.0	4.7	3,149

- (注) 1.従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を[]外数で記載しております。
 - 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 - 3. 当社は、冷凍洋菓子事業の単一セグメントであるため、従業員については総数のみを記載しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社は「元気な食で、元気な未来を。」をスローガンに掲げて、「デザートの使命である「小さな幸せ」を、より多くの方にお届けすることにより「大きな幸せ」で日本を包み、元気で明るい未来を次世代に、そして世界にお届けすること」を経営理念とし、「小回りの利いた『企画開発~生産~供給』までの一貫した高品質なサービスをお客様にスピーディーに供給すること」を経営方針としております。

(2) 経営環境

食品業界において、消費者の食に対する安全性への関心は非常に高く、また、低価格志向、節約志向が継続している一方で、その嗜好の多様化への対応が求められております。

このような状況下で当社は安心・安全で高品質な製品の提供に努め、継続したお客様目線での営業・開発・生産の三位一体となった競争力のある製品開発に取組むことで継続的な成長と安定した収益の確保を実現してまいります。

(3) 対処すべき課題

当社が属する食品業界におきましては、景気回復への期待感が高まるなか、全体的には消費者の物価上昇を懸念した節約志向が残り、個人消費の本格的な回復にはしばらく時間がかかるものと予想されます。一方、商品嗜好は多様化し、健康、高付加価値、利便性が求められるなか、消費者の食に対する安全性への関心は非常に高いものとなっております。

このような状況下、当社は、お客様の目線で製品開発に取組み、安心・安全で高品質な製品を提供するとともに、継続的な成長と安定した収益の確保のため、次のとおり取組んでまいります。

製品の競争優位の確立

嗜好性の多様化に対応するために市場ニーズの収集及び分析に努め、高付加価値の向上と、お客様に価値ある 製品を継続的に提供できる開発力の向上に努めるとともに、「必要なときに必要なだけ食べられる」利便性を前 面に、製品の競争優位を確立してまいります。

販売体制の強化

営業力強化とマーケット開拓機能強化に取組むとともに、戦略的営業活動を推進し、業務用チャネルにおける大手外食チェーンを中心とした新規販売先の拡大、隠れた市場の掘り起こし、及び新しい市場の創設にも取組んでまいります。また、海外へのメイド・イン・ジャパン・スイーツの普及と販売に向けた商品開発の強化に取組み、販路を開拓し、輸出の拡大を図ってまいります。さらに、CSR活動の一環として、地元地域や消費者に根差した企業活動を推進し、引き続き「Sweets Stock!」ブランドの認知度の向上、育成に努めてまいります。

生産体制の強化

生産部員の育成、作業工程の改善並びに歩留まり管理の徹底等により、生産の効率化を図ることで、原価率の 改善に努めてまいります。

また、継続的な安全衛生教育の実施と品質管理の徹底により、安心・安全で高品質な製品を提供してまいります。

生産能力増強、品質向上及び原価改善を目的とした積極的な設備投資

生産量増加、人員不足への対応及び商品の高品質実現のため、生産設備の導入や食品安全マネジメントシステム (FSSC22000)の継続的な運用を積極的に推進してまいります。また、製造コストの低減や歩留まりの改善による原価改善にも継続的に取組み、より一層の売上拡大、品質向上及び原価改善に努めてまいります。

2 【事業等のリスク】

当事業年度末において事業展開上のリスク要因となり、かつ投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある主な事項は、次のとおりであります。いずれも当社の判断により積極的に開示するものであり、一部リスク情報に該当しない事項も含まれております。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 事業環境について

市場の動向について

当社の属する食品業界におきましては、景気回復への期待感が高まるなか、全体的には消費者の物価上昇を 懸念した節約志向が残り、個人消費の本格的な回復にはしばらく時間がかかるものと予想されます。一方、商 品嗜好は多様化し、加えて相次ぐ食の安全性を揺るがす事故の発生により、消費者の食に対する安全性への関 心は非常に高いものとなっております。

このような状況下、当社は老朽化した一部生産設備を更新し、製造作業の安全性の向上を図り高品質な製品の供給に努めるとともに、随時作業工程の改善に取組み、企画開発力を活かして多様化する市場ニーズに応えるべく、値ごろ感のある魅力ある製品の提供に努めております。品質管理においては、HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point: 危害分析重要管理点)に準じた衛生管理及びISO9001並びにFSSC22000 (品質管理マネジメントシステム国際規格)による管理強化、QCサークル活動を通じての情報共有と改善対策の実施強化に取組み、食の安心、安全性の確保に努めております。

製品の安全性について

食品業界におきましては、消費者の品質に対する要求は一段と高まっております。当社では、食の安全性を 最重要課題と位置付けており、原材料の原産地、製品の製造・流通等にいたるトレーサビリティの構築をはじ め、HACCPに準じた衛生品質管理及びISO9001並びにFSSC22000を活用した品質管理の強化、QCサークル活動を通 じての情報共有と改善対策の実施強化の取組みにより、安心、安全、高品質な製品の供給に努めております。 加えて継続的に老朽化した設備の更新と増強にも取組み、設備面でも製品の安全性強化に取組んでおります。

季節要因、消費者嗜好の変化等が経営成績に与える影響について

冷凍洋菓子は、需要の季節変動が大きく、当社においては、夏場にあたる第1四半期会計期間に需要が最も落ち込み、クリスマス等のイベントがある12月を含む冬場の第3四半期会計期間に需要が最も高まる傾向にあります。よって、冬場の需要の動向が冷凍洋菓子の需要に影響を与え、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、冷凍洋菓子は、消費者嗜好の変化の影響を受けやすく、当社は消費者嗜好の変化にあわせた製品の開発・提供に努めておりますが、消費者嗜好が大きく変化した場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

原材料の調達と原油相場の高騰について

当社製品は、小麦粉、砂糖、卵、乳製品、植物油脂などを主要原材料としており、また、包装資材及び容器類などの石油化学製品を使用しております。これにより生産地域での異常気象や紛争の発生、外交の状況や法律又は規制の予期しない変異などにより安定調達が困難になるリスクや、さらに国際的な需給関係による物価や為替相場の変動などによる価格高騰で製造コストが上昇し、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼすリスクがあります。このような状況下、当社は複数の仕入先及び取引先との取引により、原材料等の市場動向の情報収集に努め、原材料等の安定確保及び価格の安定化を図っております。

主要販売先との取引について

当社は、直接又は商社を介して、外食店舗及び各生活協同組合との間で取引を行っており、その売上構成比は高い状況にあります。その主要な販売先との良好な関係を継続するために、当社は、製品の安全性を高め、顧客の要求事項を満たす商品分類とコンセプトに合致する商品を提供することなどを通じて、良好な関係の維持に努めております。

当社は、販路の開拓及び拡大により売上構成比の偏重の解消に努めておりますが、他方で、当社の取組みの 範囲を超える事象が発生し、その主要な販売先との取引の継続に支障が生じた場合は、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。 特定仕入先との取引について

当社は、原材料の調達について、複数の仕入先を確保するよう努めておりますが、一部の原材料については特定の仕入先に偏重しております。

なお、当社は当該仕入先と良好な関係を保持しており、安定した仕入体制を構築しておりますが、自然災害 その他当社の取組みの範囲を超えた事象の発生により、仕入価格の高騰や仕入先との取引の継続に支障が生じ た場合は、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

在庫リスクについて

当社は、販売動向や顧客情報等を収集、分析し、製品の適正在庫を実現できるように需給調整のオペレーションを実施しております。

しかしながら、当社の需要予測が実際の需要と大きく乖離するなど、当社の取組みの範囲を超える事象が発生し、製品在庫が過剰となり、又は不足した場合は、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

生産拠点の限定について

当社の生産拠点は、福岡県の本社工場に限られております。

よって、当該地域において自然災害その他不測の事態により、生産に支障を生じ、又は操業停止となった場合は、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 経営成績及び財政状態について

税務上の繰越欠損金について

当社は、当事業年度末現在、130,941千円の税務上の繰越欠損金を有しており、将来における法人税等の税負担が軽減されることが予想されます。ただし、将来において当該繰越欠損金が解消又は失効した場合もしくは税制改正等により想定の範囲を超える税負担が生じた場合は、当社の当期純利益及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

有利子負債による資金調達について

当社は、第35期事業年度において本社及び工場を取得しており、第42期事業年度において、中長期的な成長 戦略の一環として、売上規模の拡大に向けた供給能力の底上げを実現できるように本社工場の増築・改修工事 を実施しております。また当事業年度にはマルチスライサー、自動靴洗浄機、身体冷却システム等を取得して おります。

こうした設備投資のための資金は、増資、転換社債型新株予約権付社債の発行、金融機関からの借入及び、 社債の発行などにより多様に調達しておりますが、総資産に占める有利子負債の比率が高い水準にあります。

今後も継続的に、収益拡大による自己資本の充実と有利子負債の削減を進める方針でありますが、金融情勢の変化等により金利水準が変動した場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

回次	第40期	第41期	第42期	第43期	第44期
決算年月	平成27年5月期	平成28年5月期	平成29年5月期	平成30年5月期	令和元年5月期
「有利子負債残高(千円) (注)1	1,369,412	1,000,056	1,819,641	1,577,704	1,653,604
(対総資産額比率)	88.1%	63.9%	64.8%	62.3%	63.4%
純資産額(千円)	150,961	281,032	435,585	442,291	468,556
(自己資本比率)	9.7%	18.0%	15.4%	17.4%	17.9%
総資産額(千円)(注)2	1,554,315	1,565,012	2,806,185	2,531,331	2,607,912
支払利息(千円)(注)3	23,067	28,106	30,402	32,488	30,172

- (注) 1.転換社債型新株予約権付社債は無利息であるため、有利子負債残高に含めておりません。
 - 2.「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第44期の期首から適用しており、第43期の数値につきましては、遡及処理後の数値で表示しております。
 - 3. 社債利息を含んでおります。

減損損失について

当社は、生産能力増強、品質向上及び原価改善を目的として積極的な設備投資を行っております。しかしながら、経済動向の変化等により当社が想定していた需要が得られず収益性が悪化した場合には、減損会計が適用され、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 組織の運営等について

特定人物への依存について

当社の代表取締役社長である舛田圭良は当社の実質的創業者であり、経営方針や経営戦略の立案及び決定をはじめ、営業戦略や商品開発等の経営全般において重要な役割を果たしております。

当社は、ノウハウの共有、人材の獲得及び育成等により組織体制の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を進めてまいります。

しかしながら、不測の事態により同氏の当社における職務執行が困難となった場合は、当社の今後の事業展開、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

小規模組織であることについて

当社は、当事業年度末現在、従業員82名と比較的小規模であり、内部管理体制も規模に応じたものとなっておりますが、今後の事業の拡大に伴い、人員の補充、組織及び内部管理体制の一層の充実に努める方針であります。

しかしながら、予定どおりに人員の補充ができず、内部管理体制の充実に適切かつ充分な対応ができない場合は、当社の今後の事業展開、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 法的規制について

食品業界にかかるもの

当社の事業は、食品衛生法、景品表示法、計量法、不正競争防止法及び製造物責任法等の様々な法的規制を受けこれらの法的規制は、食品等の安全性の確保及び製造物の欠陥により損害が生じた場合の製造業者等の損害賠償責任について定められており、当社は、当該法的規制を遵守して事業活動を遂行しております。

しかしながら、不測の事態により法的規制に抵触することとなった場合は、製品の回収及び損害賠償にかかるコストが発生し、又は社会的な信用力の低下により、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権について

当社は、製品の開発及び製造にあたって、原料の配合や製造工程に関してノウハウの蓄積に取組む一方で、 第三者の知的財産権の侵害防止に努めておりますが、第三者の有する知的財産権を侵害した場合は、製品の製造及び販売が制約され、または損害賠償金の支払いの発生等により当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

訴訟等の可能性について

当社は、製品のトレーサビリティの構築、製造工程における品質管理の強化等、製品の安全性に留意しておりますが、予期せぬ製品の不具合等により訴訟が提起される可能性があります。過去においてもこれらの事象は発生しておりませんが、万が一訴訟が提起された場合は、その内容及び結果によっては、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

短時間労働者(パートタイマー等)への社会保険の適用拡大

当社において、厚生年金及び健康保険の適用水準に該当するすべての短時間労働者は、当該保険に加入しておりますが、今後、厚生年金及び健康保険の適用基準が拡大された場合は、当社が負担する社会保険料の増加等により、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、短時間労働者を対象とした法的規制の改廃もしくは新たな法的規制が設けられた場合は、それらに対応するための追加コスト等が発生し、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報の漏洩について

当社は、個人情報保護法及び個人情報保護規定に基づき、営業上知り得たお客様の情報その他個人情報について適切な管理、運用に努めております。

しかしながら、外部からの不正アクセスやハッキング等により個人情報が流出した場合は、社会的信用の失墜、損害賠償等により、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) その他について

ベンチャーキャピタル等の持株比率について

令和元年 5 月31日現在における当社の発行済株式総数に対するベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合(以下「ベンチャーキャピタル等」という)の所有割合は、61.2%であります。

一般にベンチャーキャピタル等の保有目的は、株価の上昇時に当該株式を売却し、キャピタルゲインを得ることにあります。よって、今後、ベンチャーキャピタル等の保有株式の売却が当社の株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

新株予約権の行使による株式価値に希薄化について

当社は、役職員の士気向上として有償ストック・オプションを、資金調達を目的として新株予約権付社債を 発行しております。今後、有償ストック・オプション及び新株予約権付社債(以下、新株予約権等)の権利行 使がなされた場合は、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

なお、令和元年 5 月31日現在で、新株予約権等は449,900株であり、発行済株数の24.9%に相当しております。

上場廃止について

TOKYO PRO Market においては、当社が上場適格性を維持しているかどうかの確認を担当J-AdviserがJ-Adviser業務として実施します。当社は、担当J-Adviserであるみずほ証券株式会社(以下、本 において「同社」という。)との間でJ-Adviser契約(以下、本 において「本契約」という。)を締結していますが、本契約がその定めにより解除又は解約され、別のJ-Adviserとの間で新たにJ-Adviser契約を締結できなかった場合には、当社は上場廃止となります。

まず、当社及び同社は、相手方に対して1ヶ月以上前に書面でその旨を通知することにより、本契約を解約 することができます。

また、当社又は同社が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1ヶ月とする。)を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができます。

さらに、当社が以下の無催告解除事由のいずれかに該当する場合は、同社は、本契約を、当社に対する何らの通知又は催告を要せず、即時に本契約の全部又は一部を解除することができます。

本契約を解除又は解約する場合、特段の事情の無い限り、同社は予め本契約を解除又は解約する旨を東京証券取引所に通知することになっております。

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東証へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

なお、本書提出日現在において、本契約の解除につながる可能性のある要因は発生しておりません。

<無催告解除事由>

(1) 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合(上場後3年間において債務超過の状態となった場合を除く。)において、1年以内(当該事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本(1)において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかったとき。但し、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(以下、「産活法」という。)第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(同社が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が当該対象事業年度に係る決算(当社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本(1)但書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

a 次の(a)から(d)までに掲げる場合の区分に従い、当該(a)から(d)までに定める書面

- (a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- (b) 産活法第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- (c) 産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- (d) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面
- b 本(1)但書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面
- (2) 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

(3) 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本(3)前段に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日)
- c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。) 当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

(4) 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合(当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に本(4)に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a) 又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日
 - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - (b) 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。) 第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 当社が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。)についての書面による報告を受けた日)
- c 当社が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合(前号bの規定の適用を受ける場合を

除く。)は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

(5) 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの(非上場会社を完全子会社とする株式交換、 会社分割による非上場会社からの事業の承継、 非上場会社からの事業の譲受け、 会社分割による他の者への事業の承継、 他の者への事業の譲渡、 非上場会社との業務上の提携、 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、 その他非上場会社の吸収合併又は から までと同等の効果をもたらすと認められる行為)で定める行為を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合。

(6) 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主(当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接的に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき。

(7) 発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

(8) 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合。

- a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合
- b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

(9) 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。

(10) 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

(11) 株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

(12) 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

(13) 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

(14) 株主の権利の不当な制限

当社が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っており株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下、「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)。
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項の うち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は

決定。

- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る 決議又は決定。
- (15) 全部取得

当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

(16) 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき。

(17) その他

前(1)乃至(16)のほか、公益又は投資者保護のため、同社又は東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合

上記(3)に該当することとなった場合においても、当社が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 当社が上記(3)cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、上記(3)cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及び それを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。
- 3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当事業年度の期首から適用しており、財政状態については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前事業年度との比較・分析を行っております。

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当事業年度におけるわが国の経済は、米中の貿易摩擦や英国のEU離脱問題など世界経済の不透明感が残るものの、総体的には堅調に推移し、国内においても企業の設備投資や雇用情勢の改善などを背景に景気は緩やかな回復基調で推移しました。

洋菓子業界とりわけ当社におきましては、需要の季節変動が大きく、夏場にあたる第1四半期会計期間に需要が最も落ち込み、クリスマス等のイベントがある12月を含む第3四半期会計期間に需要が最も高まる傾向にありますが、このような経営環境のなか、当社は4つの販売チャネル、「飲食店等(プロ)向け業務用スイーツ事業(業務用チャネル)」、「宅配向けスイーツ事業(宅配用チャネル)」、「小売市場向けスイーツ事業(小売用チャネル)」、「海外向けスイーツ事業(輸出チャネル)」のそれぞれについて、新規及び既存取引の拡大に努めてまいりました。

この結果、業務用チャネルにおいては、PB開発、老健施設及び外食業態への需要の高まりにより、既存取引先への取引が堅調に推移したことから業務用チャネルの売上高は1,467,272千円(前年同期は1,390,232千円、77,040千円の増収、対前年同期比5.5%増)となり大幅な増加を達成いたしました。

以上の結果、当事業年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

イ.財政状態

当事業年度末における資産合計は、前事業年度末と比べ76,581千円増加し、2,607,912千円となりました。 当事業年度末における負債合計は、前事業年度末と比べ50,316千円増加し、2,139,355千円となりました。 当事業年度末における純資産合計は、前事業年度末と比べ26,264千円増加し、468,556千円となりました。

口.経営成績

当事業年度の経営成績は、売上高は2,132,473千円(前年同期は2,054,369千円、78,104千円の増収、対前年同期比3.8%増)、営業利益は18,227千円(前年同期は5,328千円、12,899千円の増益、対前年同期比242.1%増)、経常利益は278千円(前年同期は経常損失17,279千円、17,558千円の改善)、当期純利益は26,292千円(前年同期は6,744千円、19,548千円の増益、対前年同期比289.9%増)となりました。

なお、当社は冷凍洋菓子事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前事業年度末と比較して214,575千円増加し、476,352千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は184,887千円(前年同期は54,630千円の獲得)となりました。これは主に、税引前当期純利益26,605千円及び減価償却費123,345千円を計上したことのほか、たな卸資産の減少33,137千円及び仕入債務の減少19,712千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は46,194千円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出44,359 千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は75,882千円となりました。これは主に、短期借入金の純増加額100,000千円によるものであります。

生産、受注及び販売の状況

イ. 生産実績

当事業年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(千円)	前年同期比(%)	
冷凍洋菓子事業	1,513,063	95.1	
合計	1,513,063	95.1	

(注) 1.上記の金額は、製造原価によっております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

口. 受注状况

当社は見込み生産を行っているため、該当事項はありません。

八.販売実績

当事業年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)	
冷凍洋菓子事業	2,132,473	103.8	
合計	2,132,473	103.8	

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業	美年度	当事業年度		
怕于元 	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)	
三菱食品株式会社	342,560	16.7	372,814	17.5	

					有価証券報告書
株式会社ゼンショーホールディングス	464 169	22 6	298 828	14 0	

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。 なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成に当たりましては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

イ.経営成績の分析

(売上高)

売上高は、前事業年度に比べ78,104千円増加し、2,132,473千円となりました。これは主に、業務用チャネルにおいてPB開発、老健施設及び外食業態への需要の高まりにより、既存取引先の取引が堅調に推移したことによるものであります。

(営業利益)

営業利益は、前事業年度に比べ12,899千円増加し、18,227千円となりました。これは主に、生産要員不足による労務費の上昇はあるものの、それ以上に製品の改廃に伴う粗利率の改善が大きく寄与したものであります。

(経常損益)

経常損益は、前事業年度に比べ17,558千円増加し、経常利益278千円となりました。これは主に、営業利益の増加によるものであります。

(当期純利益)

当期純利益は、前事業年度に比べ19,548千円増加し、26,292千円となりました。これは主に、補助金収入に加え、営業利益が増加したことによるものであります。

口.財務状態の分析

(流動資産)

当事業年度末における流動資産は、前事業年度末と比べ153,730千円増加し、941,379千円となりました。これは主に、現金及び預金の増加214,575千円並びに商品及び製品の減少32,064千円によるものであります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産は、前事業年度末と比べ76,830千円減少し、1,666,059千円となりました。これは主に、建物の減少50,384千円、機械及び装置の減少10,506千円によるものであります。

(繰延資産)

当事業年度末における繰延資産は、前事業年度末と比べ318千円減少し、474千円となりました。これは主に社債発行費の償却による減少168千円によるものであります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債は、前事業年度末と比べ85,460千円増加し、691,001千円となりました。これは主に、短期借入金の増加100,000千円及び買掛金の減少19,712千円によるものであります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債は、前事業年度末と比べ35,144千円減少し、1,448,354千円となりました。これは、社債の減少31,500千円及び長期借入金の減少3,644千円によるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産は、前事業年度末と比べ26,264千円増加し、468,556千円となりました。これは主に、当期純利益を26,292千円計上したことによるものであります。

八. 当社の経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 2事業等のリスク」をご覧下さい。

二. 当社の資本の財源及び資金の流動性について

当社の主な資金需要は、原材料費、労務費、販売費及び一般管理費等に係る運転資金と、製造設備の更新・改修等に係る設備投資資金となっており、資金調達については主に金融機関からの借入により行っております。短期運転資金については、主に金融機関からの短期借入金を基本とし、設備投資や長期運転資金については金融機関からの長期借入金を基本としております。

ホ,経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社が重要業績評価指標と位置付けているEBITDAは141,559千円(前年同期は122,979千円、18,579千円の増加、対前年同期比15.1%増)、EBITDAマージンは6.6%(前年同期は6.0%、0.6ポイント上昇)となりました。

EBITDA = 営業利益 + 減価償却費等の非現金支出費用

EBITDAマージン = EBITDA ÷ 売上高

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

当社は、研究開発活動は当社の競争優位の源泉を支えるものであり、この優位性を維持し高めることは経営戦略上の重点課題と捉えております。

「安価でおいしい」、「食の安全の確保」、「安定した大量供給」及び「企画開発から納品までのリードタイムの短縮」など、お客様が当社に要求されるハードルは年々高くなっており、当社はより一層の経営努力を求められております。しかしながら、これらは競合他社との差別化を図り、売上拡大を図る好機と捉え、競争に勝てる研究開発体制の構築に努めてまいりました。

これらを達成するため、次の3つのポイントに重点を置き、研究開発活動を推進してまいりました。

(1) 製品に関する知的財産の蓄積

当社製品は一般のチルド製品と異なり、冷凍保存した後に解凍して食べるところに特徴があるため、解凍しても味を落とさず、そのケーキにあった食感を再現できるという、高い品質が求められます。加えて、安定かつ大量の供給を実現するために、HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point (危害分析重要管理点))に準じた衛生管理及びISO9001並びにFSSC22000に対応した製造工程で一定の品質を確保しつつ、ライン製造で大量生産できることも同時に求められます。このため、原料の配合や製造工程は非常に繊細なものであり、研究開発を通じて得られたノウハウは非常に価値の高いものでありますが、これを属人的なものとせず全社資産として有効活用するために、製品レシピの標準化、生産工程の標準化及びレシピ・ノウハウのデータベース化に継続して取組んでおります。

(2) "企画開発型営業スタイル"の追求と人材の採用及び育成

当社の強みである"企画開発型営業スタイル"を追求するため、開発部門の業務を単なる製品開発に留めず、営業に同行してお客様からニーズを汲取る方法を徹底して行っております。お客様と円滑なコミュニケーションをとることで的確なニーズ把握が可能となり、試作改良及びフィードバックサイクルに要する時間の短縮につながりました。また、企画開発段階から、生産現場と打ち合わせを行うことで、生産効率の向上と、品質の安定を実現することができました。

このように営業、開発、生産が三位一体となって競争力のある製品の企画、開発、生産に取組むことで案件成約率の向上に努めております。

一方で、今後も"企画開発型営業スタイル"の更なる強化と増加傾向にある案件に対応するべく、製品開発に係る人材の採用育成が急務となっており、パティシエとしての専門的知識を有し、製品開発の中核を担える優秀な人材の採用を積極的に進めるとともに、年次を問わず、意欲が高くやる気のある担当者を積極的に案件に参画させ、OJTを通じた人材育成にも取組んでまいりました。今後も継続して人員の増強を行ってまいります。

(3) 新しい分野へのチャレンジ

EDINET提出書類 五洋食品産業株式会社(E26570) 有価証券報告書

市場の潜在的需要を開拓するべく、個食タイプ製品の開発、大学等の研究機関・協業事業会社・当社による産学連携を通じた健康、美容、医療用途等の機能性商品など、新しいカテゴリーの商品の開発検討にも取組んでおります。なかには設備投資が必要となるものがあり、時間を要するかもしれませんが、当社はチャレンジを是とする社風であり、これからも将来展望を見据えた製品開発に積極的に取組んでまいります。

以上のように、より魅力ある商品を提供すべくお客様の目線で商品開発に取組み、当事業年度における新製品及びリニューアル品の売上高は625,350千円となりました。

これらの結果、当事業年度に要した研究開発費の総額は22,549千円であります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社は、売上規模の増加に伴う製造能力の増強と製品の品質向上を目的として、継続的に主要な生産設備を増強又は更新しております。

当事業年度に実施した設備投資の総額は45,266千円であり、その主なものは、マルチスライサー、自動靴洗浄機、身体冷却システム等であります。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

令和元年5月31日現在

事業所名 セグメント 記供の中で		設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数
(所在地)	の名称	政権の内合	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	(名)
本社・工場 (福岡県糸島市)	冷凍洋菓子 事業	生産設備 本社設備 駐車場	940,837	328,408	305,681 (9,617)	-	42,464	1,617,393	82 [88]

- (注) 1.帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品であります。
 - 2. 現在休止中の主要な設備はありません。
 - 3. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 - 4.従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を[]外数で記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,440,000
計	3,440,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (令和元年5月31日)	提出日現在 発行数(株) (令和元年 8 月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,807,172	1,807,172	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数は100株であります。
計	1,807,172	1,807,172		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	平成29年 5 月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3名 当社管理職9名
新株予約権の数(個)	2,000(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容 及び数(株)	普通株式 200,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	880(注) 2
新株予約権の行使期間	令和4年1月1日~令和5年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 6

当事業年度の末日(令和元年5月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(令和元年7月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1.新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であり、新株予約権1個につき1,292円で有償発行しております。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式 併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当 該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未 満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 x 分割・併合の比率

2.新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 株式分割又は株式併合の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

有価証券報告書

既発行株式数 + 新規発行株式数 × 1株当たり払込金額 新規発行前の1株当たりの時価

1 株当たり払込全額

調整後 調整前 行使価額 行使価額

既発行株式数 + 新規発行株式数

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他 これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調 整を行うことができるものとする。

- 3 . 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
 - (1)本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じ たときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (2)本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4.新株予約権の行使の条件

- (1)新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、当社の令和元年5月期から令和3年5月期までのいずれかの期の有価証券報告書における損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)に記載される経常利益の額が、2億円を超過した場合にのみ、権利を行使することができる。なお国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、上記指標に相当する指標で別途参照すべきものを取締役会にて合理的に定めるものとする。
- (2) 新株予約権者は新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の定義に基づくものとし、当社子会社等、当社と資本関係にある会社をいう。以下同様とする。)の取締役、監査役または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、および転籍、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3)新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者の法定相続人に限り相続を認めるものとする。
- (4)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなる場合、その他法令に違反する場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5)各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (6)割当日から本新株予約権の権利行使期間を満了するまでの間に、金融商品取引所における当社普通株式 の普通取引終値が一度でも463円を下回った場合、本新株予約権を行使することはできないものとする。
- (7)割当日から本新株予約権の権利行使期間を満了するまでの間(平成30年5月期から令和5年5月期まで)に、当社の有価証券報告書における損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)に記載される営業利益が2期連続で営業損失となった場合、本新株予約権を行使することはできないものとする。なお国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、上記指標に相当する指標で別途参照すべきものを取締役会にて合理的に定めるものとする。

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1)当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合において、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めたときは、当該日の到来をもって、当社は本新株予約権1個あたり1,292円で取得することができる。
- (2)新株予約権者が権利行使をする前に上記4.に定める本新株予約権の行使条件を満たさなくなった場合は、消滅していない本新株予約権に限り、当社の取締役会の決議(当該新株予約権者である取締役は、当該決議に加わらないものとする。)による承認に基づき、当社は本新株予約権を1個あたり1,292円で取得することができる。
- 6.組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1)交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類再編対象会社の普通株式とする。
- (3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1.に準じて決定する。
- (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2.で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5)新株予約権を行使することができる期間 新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項上記3.に準じて決定する。
- (7)譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件 上記4.に準じて決定する。
- (9)新株予約権の取得事由及び条件 上記5.に準じて決定する。
- (10)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

当社は、会社法に基づき新株予約権付社債を発行しております。

コには、公正なに至ってがは、はほけにほどが行っていったが。					
決議年月日	平成29年 5 月12日				
新株予約権の数(個)	49(注) 1				
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)					
新株予約権の目的となる株式の種類、内容 及び数(株)	普通株式 249,900(注)2				
新株予約権の行使時の払込金額(円)	880(注) 3				
新株予約権の行使期間	平成29年5月29日~令和3年5月31日(注)4				
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 5				
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。				
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。				
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の 内容及び価額	(注) 6				
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 7				
転換社債型新株予約権付社債の残高(千円)	219,912(注) 1				

当事業年度の末日(令和元年5月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(令和元年7月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1.新株予約権付社債の額面4,488千円につき新株予約権1個が割り当てられております。
 - 2.本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(当社普通株式の発行又は処分を以下「交付」という。)する数は、行使請求に係る本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を転換価額(ただし、調整された場合は調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
 - 3.新株予約権付社債の発行後、一定の事由により当社の発行済普通株式に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

調整後
転換価額調整前
転換価額×既発行株式数
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・<b

- 4.新株予約権の行使期間
 - (1)当社の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合は、償還日の前営業日まで、(2)期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時まで、(3)本社債権者の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合は、償還日の前営業日までとする。ただし、上記いずれの場合も、本新株予約権の行使時期は本新株予約権者の任意とするが、令和3年6月1日以降に本新株予約権を行使することはできない。
- 5.新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

- (1)新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使に係る本社債の払込金額の総額を、上記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。
- (2)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。
- 6.新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は その払込金額と同額とする。
- 7.組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 当社が、組織再編行為をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権 (以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項 第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権 (以下「承継新株予約権」という。)を新たに発行するものとする。この場合、組織再編行為の効力発生日に おいて、本新株予約権は消滅し、本社債についての社債に係る債務は再編対象会社に承継され、本新株予約 権の新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本要領の本新株予約権に関する規定 は承継新株予約権について準用する。ただし、吸収分割又は新設分割を行う場合は、以下の条件に沿って、 その効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して当該本新株予約権に代えて再 編対象会社の承継新株予約権を交付し、再編対象会社が本社債についての社債に係る債務を承継する旨を、
 - (1)交付する再編対象会社の承継新株予約権の数 組織再編行為の効力発生の直前において残存する本社債の社債権者が保有する本社債に係る本新株予約 権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2)承継新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 承継新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記7.(1)に準じて決定する。

吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

- (4) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法 交付される各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権に係る各社債を出資するものと し、各承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各社債の金額と同額とする。 行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3.に準じて決定する。
- (5) 承継新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」欄記載の新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行 為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の新株予約権を行使 することができる期間の満了日までとする。
- (6)承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記5.に準じて決定する。
- (7)譲渡による承継新株予約権の取得の制限 譲渡による承継新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するもの とする。
- (8) 承継新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (9)承継新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成27年 5 月28日 (注) 1		949,572	62,407	100,000	122,407	
平成27年8月12日 (注)2	767,600	1,717,172	175,012	275,012	175,012	175,012
平成27年 9 月29日 (注) 3		1,717,172	175,012	100,000	175,012	
平成29年 5 月29日 (注) 4	90,000	1,807,172	39,600	139,600	39,600	39,600
平成29年10月 1 日 (注) 5		1,807,172	39,600	100,000	39,600	

- (注) 1. 欠損填補による資本金及び資本準備金からその他資本剰余金への振替
 - 2 . 有償第三者割当増資 発行価格 456円 資本組入額 228円 割当先 イノベーション・エンジン食品革新投資事業有限責任組合(657,900株) FP成長支援A号投資事業有限責任組合(109,700株)
 - 3. 欠損填補による資本金及び資本準備金からその他資本剰余金への振替
 - 4.有償第三者割当增資 発行価格 880円 資本組入額 440円 割当先 NCB九州活性化投資事業有限責任組合(90,000株)
 - 5 . 会社法第447条第 1 項及び第448条第 1 項の規定に基づき、資本金及び資本準備金からその他資本剰余金へ 振替

(5) 【所有者別状況】

令和元年5月31日現在

	マ ¹ HJUT 3								30. H-70 IX
	株式の状況(1単元の株式数100株)								ж ж
区分	政府及び 地方公共	金融機関	金融商品 その他の		外国法	去人等	個人	計	単元未満 株式の状況 (株)
	地方公共	並	取引業者 法人	個人以外	個人	その他	āT	(1本)	
株主数 (人)	-	-	-	24	-	-	70	94	-
所有株式数 (単元)	-	-	-	2,374	-	-	15,681	18,055	1,672
所有株式数 の割合(%)	-	-	-	13.15	-	-	86.85	100.00	-

⁽注) 自己株式 740株は、「個人その他」に7単元、「単元未満株式の状況」に40株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

◇知売年 5	月31日現在

		マルルキョ	<u> つい口坑江</u>
氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
イノベーション・エンジン食品革新投資 事業有限責任組合	東京都港区芝2丁目3番12号 芝アビタシオンビル3F	657,900	36.41
舛田 圭良	福岡県糸島市	231,182	12.79
F P 成長支援 A 号投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内2丁目2-1 岸 本ビルヂング2階	150,000	8.30
F P ステップアップ支援投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内2丁目2-1 岸 本ビルヂング2階	143,032	7.91
N C B 九州活性化投資事業有限責任組合	福岡市博多区下川端町2-1	90,000	4.98
株式会社丸菱	熊本県上益城郡益城町宮園788	78,000	4.31
エイチシー 5 号投資事業組合	広島市中区銀山町3-1	44,000	2.43
上木戸 一仁	東京都港区	27,951	1.54
舛田 タズ子	福岡県糟屋郡粕屋町	27,500	1.52
藤永 晋也	東京都港区	22,151	1.22
計	-	1,471,716	81.47

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

令和元年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 700	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,804,800	18,048	-
単元未満株式	普通株式 1,672	-	-
発行済株式総数	1,807,172	-	-
総株主の議決権	-	18,048	-

【自己株式等】

令和元年 5 月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 五洋食品産業株式会社	福岡県糸島市多久 819番地 2	700		700	0.03
計		700		700	0.03

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】 該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】 該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	20	17,600
当期間における取得自己株式		

(注) 当期間における取得自己株式には、令和元年8月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取 りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

E /	当事業		当期間		
区分	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式					
消却の処分を行った取得自己株式					
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式					
その他 ()					
保有自己株式数	740		740		

- (注) 1. 当期間における処理自己株式には、令和元年8月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の 売渡による株式は含まれておりません。
 - 2. 当期間における保有自己株式数には、令和元年8月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、各事業年度の業績と将来の事業展開を勘案し、企業基盤の強化のため内部留保にも配慮しつつ株主の皆様へ安定した配当を継続することを基本方針にしております。

当社の剰余金の配当は、中間配当と期末配当の年2回を基本方針としており、配当の決定機関は期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。当社は取締役会の決議により、毎年11月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

しかしながら、当社は成長途上であり、将来の事業展開と経営基盤の長期安定化に向けた財務体質の強化に必要な内部留保を確保するために、これまで配当を実施しておりません。一方、株主の皆様に対する利益還元は、重要な経営課題として認識しております。

今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し、内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

当社は、株主の皆様やお客様をはじめとするステークホルダーから信頼される企業であり続けるとともに、持続的な企業価値の向上を目指しております。

そのために経営環境の変化に的確に対処し、迅速な意思決定を行うための組織体制の整備や経営の執行及び監督機能の充実を図り、適切な情報の開示と説明責任の遂行に努めることにより、経営の公正性・透明性を確保し、

コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいります。

企業統治の体制

イ.企業統治の体制の内容

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、取締役、監査役会及び会計監査人を設置するとともに、業務執行の方針を協議する経営会議を設置しております。

なお、社外監査役による外部的見地からの監視のもと、取締役会及び経営会議により審議・意思決定が行われており、現状の企業規模及び経営の客観性確保の観点からみて適当なコーポレート・ガバナンス体制であると考えております。

また、意思決定に第三者の視点を加え、経営の透明性・客観性を確保するために、平成25年8月から社外取締役を招聘しております。

1) 取締役会

当社の取締役会は、令和元年8月28日現在、取締役7名で構成しており、毎月1回定期に開催しているほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

取締役会では、経営の基本方針、法令、取締役会規程で定められた事項及びその他経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督しております。

2) 監査役会

当社は、令和元年 8 月28日現在、社外監査役 2 名 (うち 1 名は常勤)、監査役 1 名による監査役会を設置しております。

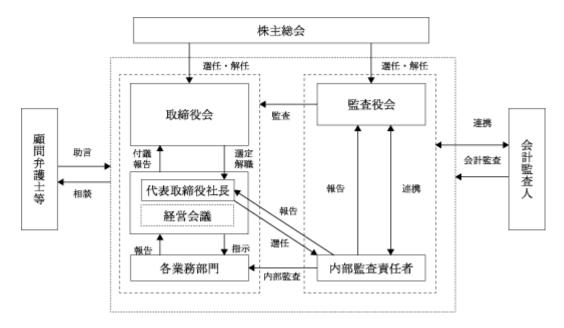
監査役は、取締役会及びその他の重要な会議への出席、会社の業務及び財産の状況調査並びに各取締役との積極的な意見交換を通じて取締役の職務執行の監査を行っております。

3) 経営会議

経営会議は、代表取締役社長を含む全取締役及び部長で構成されており、毎月1回定期に開催しております。 経営会議では、取締役会に付議する事項の審議、業務執行にかかる方針及び計画の策定並びに執行状況の確認 等を行っております。

4) 内部監査

内部監査は、会社の組織、制度及び業務が経営方針並びに社内規程等に準拠し、効率的に運用されているかを 検証、評価及び助言することにより、不正及び誤謬の未然防止、正確な管理情報の提供、財産の保全並びに業務 活動の改善向上を図り、経営効率の増進に資することを目的として、代表取締役社長の指名を受けた内部監査責 任者1名が、内部監査規程に基づき、全部門を対象として計画的に実施いたします。 当社のコーポレート・ガバナンスの模式図は、次のとおりであります。



- 口.内部統制システムの整備の状況及びリスク管理体制の整備の状況当社の内部統制システムの基本方針の概要は、次のとおりであります。
 - a. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 取締役の職務執行に係る情報については、法令及び文書管理規程等に基づき、電磁的記録又は文書により、 秘密保持に万全を期すとともに、検索性の高い状態で保存・管理するものとする。
 - b. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・リスクを適正に管理し、また、顕在化したリスクに速やかに対処するとともに、損失を最小限にとどめるために、危機管理規程を定めるものとする。
 - ・リスク管理体制は、継続的に改善活動を行うとともに、内部監査において、その運用状況及び有効性を監査 し、必要に応じて是正を講ずるものとする。
 - c. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するために、毎月1回定期に取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、取締役の職務執行を監督するものとする。
 - ・取締役は、取締役会で決定した経営の基本方針等の下に職務執行するとともに、その執行状況を取締役会に 報告するものとする。
 - ・「職務権限規程」、「業務分掌規程」等を定め、業務執行の責任体制と業務プロセスを明確にすることにより、取締役会の決定に基づく職務執行について、迅速かつ効率的な処理が行える体制を構築するものとする。
 - d . 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役及び使用人が遵守すべき行動規範、社内規程等を定め、法令及び定款等への適合体制を確立する。
 - ・職務執行については、法令、定款及び社内規程等に基づき、取締役会、経営会議その他の会議体等により決 定するものとする。
 - ・内部監査において、法令、定款及び社内規程等の遵守状況について監査を行い、必要に応じて是正を講ずる ものとする。
 - ・コンプライアンスに関する社内通報制度として、監査役に相談窓口を設けるものとする。
 - ・反社会的勢力には、組織的に毅然とした態度で対応する。また、必要に応じて警察等関係機関や顧問弁護士 等と連携するものとする。

e . 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制

当社は、監査役の求めに応じて、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人の中から監査役補助者を置くことができるものとする。

f .e .の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等の人事権に関わる事項の決定には、監査役の事前の同意を得るものとし、人事考課については、常勤監査役の意見を考慮して行うものとする。

- g. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・代表取締役社長は、監査役と毎月1回定期に意見交換を行うものとする。
 - ・取締役及び使用人は、その職務執行において会社に著しい損害を与える事実並びに著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した場合は、直接又は相談窓口を通じて、速やかに監査役に報告するものとする。また、監査役から報告を求められた場合は、必要な報告及び情報提供を適時適切に行うものとする。
- h . その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会その他の重要な会議の開催にあたり、監査役が出席する機会を設けるものとする。
 - ・監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、内部監査責任者及び会計監査人との連携体制の整備 に協力するものとする。

取締役の定数

当社の取締役は8名以内とする旨を定款で定めております。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の 損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席 し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は、累積投票によらない旨を定めております。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年11月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

自己株式の取得

当社は、事業環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

男性8名 女性2名 (役員のうち女性の比率20.0%)

役職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	舛 田 圭 良	昭和44年1月9日	平成 5 年 4 月 平成 9 年 1 月 平成10年 8 月 平成11年 9 月 平成13年 8 月 平成18年 8 月	日野自動車工業株式会社 (現日野自動車株式会社)入社 当社入社 監査役 取締役 代表取締役 代表取締役社長(現任)	(注) 3	231,182
専務取締役 営業部管掌	藤 永 晋 也	昭和39年 9 月26日	平成元年 4 月 平成12年 1 月 平成12年 9 月 平成22年 9 月 平成22年 3 月 平成25年 8 月 平成29年 8 月 平成30年 3 月 平成30年 8 月	クレディ・スイス・グループ入社 ジャーディン・フレミング証券入社 INGベアリング証券入社 KBC証券入社 マッコーリー・キャピタル証券入社 株式会社アリスタゴラ・アドバイザーズ 取締役コーポレートファイナンス本部 マネージング・ディレクター 当社取締役 取締役営業部・企画開発部管掌 取締役営業部管掌 専務取締役営業部管掌(現任)	(注) 3	22,151
取締役 生産部管掌	井上 みゆき	昭和55年3月27日	平成12年4月 平成18年5月 平成23年2月	有限会社ケーキハウストミタ入社 株式会社ABC Cooking Studio入社 当社入社 執行役員企画開発部長 執行役員内部監査室長 執行役員生産部・需給調整部管掌 取締役生産部・需給調整部管掌 取締役生産部管掌(現任)	(注) 3	100
取締役 品質保証部長	伊藤隆生	昭和49年10月5日	平成10年4月 平成28年12月 平成29年6月 平成30年3月 平成30年8月	日本研紙株式会社入社 生産技術課配属 当社入社 品質管理室長 品質保証部長 取締役品質保証部長(現任)	(注) 3	
取締役 管理部長	持丸直之	昭和39年7月4日	平成28年6月 平成29年10月 平成30年9月 令和元年6月 令和元年8月	CSK株式会社(現SCSK株式会社)入社 株式会社パナホーム福岡 (現パナソニックホームズ)入社 株式会社久原本家 (現株式会社久原本家グループ本社)入社 医療法人順和 長尾病院入職 当社入社 内部監査室長 執行役員管理部長 取締役管理部長(現任)	(注)	
取締役	前 田 隆	昭和47年 5 月19日	平成 8 年 7 月 平成 12年 4 月 平成 12年 6 月 平成 21年 8 月 平成 21年 8 月 平成 26年 6 月 平成 26年 9 月 平成 27年 5 月 平成 28年 6 月 平成 28年 8 月 平成 28年 9 月 平成 28年 9 月 平成 28年 9 月	伊藤博税理士事務所 (現 伊藤隆啓税理士事務所)入所 株式会社ディー・ブレイン九州入社 同社取締役コンサルティング部長 同社代表取締役 株式会社ポルコロッソ監査役(現任) 株式会社エムビーエス監査役 LIEN株式会社 (現株式会社ボディコーブ)取締役(現任) 株式会社トライアンド設立 代表取締役(現任) 当社取締役(社外)(現任) 株式会社フロンティア取締役(現任) 株式会社アクアネット広島取締役(現任) 株式会社エムビーエス取締役(現任) 株式会社エムビーエス取締役(現任) 株式会社Lib Work取締役(現任)	(注)	

役職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	阿部慎一	昭和59年3月7日	平成27年2月 平成31年1月	監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ)入所 株式会社コスメックス (現MDVトライアル株式会社)入社 株式会社地域経済活性化支援機構入社 同社シニアマネージャー(現任)	(注) 3	
監査役 (常勤)	大野良一	昭和22年 4 月16日	令和元年 8月 昭和45年 4 月 平成 6 年10月 平成13年10月 平成13年10月 平成14年 4 月 平成16年 6 月 平成20年 6 月 平成21年 8 月	当社取締役(社外)(現任) 株式会社福岡銀行入行 同行西久留米支店長 同行事務統括部事務集中室長 同行監査部上席検査役 株式会社福岡カード入社 同社取締役 九州日本信販株式会社 常務取締役 同社監査役 株式会社九州日立ソリューションズ 顧問 当社監査役(現任)	(注) 4	1,924
監査役	池田智之	昭和43年 5 月19日	平成 4年 4月 平成10年10月 平成19年 1月 平成25年 1月 平成26年 8月 平成29年12月	国内信販株式会社入社 株式会社セブンイレブンジャパン入社 プラス株式会社入社 社会保険労務士いけだ事務所(現 はかた駅前 社会保険労務士法人)設立 代表 当社監査役(現任) 社会保険労務士いけだ事務所法人化に伴い、 はかた駅前社会保険労務士法人代表(現任)	(注) 5	
監査役	池 田 幸	昭和56年12月8日	平成14年 4 月 平成17年 3 月 平成19年 9 月 平成20年 6 月 平成22年 6 月 平成22年 8 月 平成24年10月 平成25年 1 月 平成27年 5 月	株式会社九十九島グループ入社 株式会社サカイ食品入社 当社入社 品質保証室長 企画開発部長 取締役企画開発部長 取締役退任 経営企画室長代理 当社退職 当社監査役(現任)	(注) 5	224
計					255,581	

- (注) 1. 取締役 前田隆氏及び阿部慎一氏は、社外取締役であります。
 - 2.監査役 大野良一氏及び池田智之氏は、社外監査役であります。
 - 3. 令和元年8月28日開催の定時株主総会終結の時から令和2年5月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 - 4 . 令和元年 8 月28日開催の定時株主総会終結の時から令和 5 年 5 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 - 5 . 平成30年 8 月29日開催の定時株主総会終結の時から令和 4 年 5 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

社外取締役及び社外監査役との人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係の概要

当社の社外取締役は2名であります。また、社外監査役は2名であります。

社外取締役である前田隆氏は株式会社トライアンドの代表取締役並びに株式会社ポルコロッソの監査役、株式会社ボディコープ、株式会社フロンティア、株式会社アクアネット広島、株式会社エムビーエス及び株式会社Lib Workの取締役を兼務しております。同社と当社との間には、取引関係その他利害関係はありません。

社外取締役である阿部慎一氏は株式会社地域経済活性化支援機構のシニアマネージャーを兼務しております。同社と当社との間には、取引関係その他利害関係はありません。

社外監査役である大野良一氏は当社株式を1,924株保有しております。そのほか、同氏と当社との間には、取引関係その他利害関係はありません。

社外監査役である池田智之氏ははかた駅前社会保険労務士法人の代表を兼務しております。同法人と当社との間には、取引関係その他利害関係はありません。

当社と社外取締役及び社外監査役との間には、上記以外の人的関係、資本関係又は取引関係はありません。

当社は社外取締役、社外監査役が企業統治において果たす機能及び役割は、それぞれに有する専門知識、経験等を基礎とし、高い中立性、独立性及び客観的観点から、当社取締役会等における発言、業務執行のモニタリング等により、当社経営戦略、議案審議及び内部統制に活かすことにあります。

当社では、上記が有効に機能しつること及び金融商品取引所が定める独立性判断基準を踏まえて、社外取締役及び社外監査役を選任することとしております。

なお、当社と非業務執行取締役及び監査役との間で、当社定款の規定に基づき、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができます。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

(3) 【監査の状況】

内部監査及び監査役監査

内部監査責任者と監査役は、随時情報交換を実施しており、それぞれの監査過程で発見された事項に関する情報を共有することにより、全社的な業務改善に連携して取組んでおります。また、内部監査責任者と監査役は、会計監査人とも定期的に意見交換を実施しており、各監査を有機的に連携させることにより、各監査の実効性及び効率性の向上を図るとともに、当社の業務の適正の確保に努めております。

会計監査に関する状況

イ. 監査法人の名称 如水監査法人

口.業務を執行した公認会計士

児玉 邦康

村上 知子

八. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他1名であります。

二. 監査法人の選定方針と理由

当社は、適切な会計監査が実施されるよう、主として以下の項目について検討し、如水監査法人に選定しております。また、監査法人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査法人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、監査法人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

- 1) 監査法人の品質管理体制が適切であり、独立性に問題がないこと。
- 2) 監査計画、監査チームの編成、社員ローテーション等監査の実施体制に問題がないこと。

ホ. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人の評価を行っており、如水監査法人について、会計監査の適格性・独立性を害する事由等の発生はなく、適切な監査の遂行が可能であると評価しております。

(監査報酬の内容等)

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」(平成31年1月31日内閣府令第3号)による 改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」第二号様式記載上の注意(56)d(f) から の規定に経過措置 を適用しております。

(監査公認会計士等に対する報酬の内容)

前事		当事業年度			
監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)		
6,500		7,625			

(その他重要な報酬の内容)

該当事項はありません。

(監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容)

該当事項はありません。

(監査報酬の決定方針)

監査報酬の決定方針は定めておりませんが、監査日数等を勘案し、監査役会の同意を得て決定しております。

(監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由)

取締役が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役が会社法第399条第1項の同意をした理由は、監査法人の評価に基づき、監査法人より受け取った監査計画を検討し、監査役会として協議した結果、同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等

イ、役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	(名)
取締役 (社外取締役を除く。)	38,640	38,640			7
監査役 (社外監査役を除く。)	1,020	1,020			1
社外役員	5,568	5,568			3

口.役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

八.使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

二.役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は役員の報酬等の額の額の決定に関する具体的な方針は定めておりませんが、世間基準・業界基準・経営成績及び従業員給与とのバランス等を考慮して決定することとしております。また、その決定方法は、下記のとおりの株主総会で決定された報酬枠の限度額内において、取締役報酬は取締役会の決議に従い、監査役報酬は監査役会の協議により決定しております。さらに、毎年株主総会後に行われる取締役会並びに監査役会において確認及び見直しの必要があれば協議することとしております。なお、当事業年度の役員の報酬等の額の決定は、取締役については、平成30年8月の取締役会においてなされ、かつ確認されております。監査役については、平成30年8月の監査役会においてなされております。

a . 取締役

取締役の報酬は、株主総会で報酬の総額を決定し、企業業績と取締役個人の役位及び成果を適正に連動させることを基本方針として、取締役会でその配分を決定しております。

b.監查役

監査役の報酬は、監査役が株主の負託を受けた独立機関として取締役の職務執行に対する監査の職責を負っていることから、企業業績とは連動させず、監査役会による協議に基づき決定しております。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、純投資目的の投資株式は専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的としており、それ以外を純投資目的以外の投資株式に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ.保有方針及び保有の合理性を検証する方法ならびに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、取引維持・強化及び業務提携の推進等を図ることにより、中長期的な企業価値向上に資すると判断した企業の株式を保有しています。

保有する株式については、個別銘柄毎に保有目的及び合理性について中長期的な観点から精査し、保有の 適否を取締役会にて定期的に検証しています。検証においては、配当・取引額等の定量効果と資本コストの 比較に加え、経営戦略上の重要性や事業上の関係等を総合的に勘案しています。

なお、検証の結果、保有意義が希薄化したと判断したものについては原則流動化することにより、政策保 有株式の縮減に努めます。

口. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (千円)
非上場株式		
非上場株式以外の株式	1	124

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

ハ.特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報 特定投資株式

銘柄	当事業年度 株式数(株) 貸借対照表計上額	前事業年度 株式数(株) 貸借対照表計上額	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
尼宏帝举姓式会社	<u>(千円)</u> 100	<u>(千円)</u> 100	 	
│尾家産業株式会社 ├	124	139	以5 美 永維持・短 1607/202	無

(注)定量的な保有効果については記載が困難でありますが、保有の合理性は、保有目的、取引状況により検証しております。

保有目的が純投資目的である投資株式 該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて 作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成30年6月1日から令和元年5月31日まで)の財務諸表について、如水監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容や変更等を適切に把握し、変更等について的確に対応することができる体制を整備するため、監査法人との連携や各種セミナー等への積極的な参加を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

		(単位:千円) **東米矢鹿
	前事業年度 (平成30年 5 月31日)	当事業年度 (令和元年 5 月31日)
資産の部	(十成30年3月31日)	(४१म७० + ७ ७०१ व)
流動資産		
現金及び預金	261,777	476,352
売掛金	263,907	235,357
電子記録債権	11,434	10,339
商品及び製品	193,988	161,924
仕掛品	6,295	4,425
原材料及び貯蔵品	39,656	40,452
前払費用	3,532	3,512
その他	7,239	9,168
貸倒引当金	182	153
流動資産合計	787,649	941,379
固定資産	707,010	011,070
有形固定資産		
建物	1,196,753	1,197,753
減価償却累計額	244,863	296,247
建物(純額)	951,890	901,505
構築物	75,270	75,270
減価償却累計額	20,507	27,562
構築物(純額)	54,763	47,708
機械及び装置	532,265	577,215
減価償却累計額	194,531	249,988
機械及び装置(純額)	337,733	327,226
車両運搬具	1,168	2,435
減価償却累計額	803	1,253
車両運搬具(純額)	365	1,182
工具、器具及び備品	67,843	67,700
減価償却累計額	19,206	25,236
工具、器具及び備品(純額)	48,637	42,464
土地	314,213	314,213
建設仮勘定	4,500	014,210
有形固定資産合計	1,712,102	1,634,301
無形固定資産	1,712,102	1,034,301
商標権	1,397	1,008
ソフトウエア その他	1,506 1,068	2,111 833
無形固定資産合計	3,972	3,954
投資その他の資産	5,912	3,934
投資をの他の資産 投資有価証券	139	124
出資金	10	10
山真並 従業員に対する長期貸付金	10	798
破産更生債権等	556	556
長期前払費用		201
	203	
繰延税金資産 投资不動産	7,977	8,495
投資不動産	32,614	32,614
減価償却累計額	15,661	15,919
投資不動産(純額)	16,953	16,694
その他	1,489	1,437
貸倒引当金	515	515
投資その他の資産合計	26,814	27,803
固定資産合計	1,742,889	1,666,059

	前事業年度	(単位:千円 <u>)</u> 当事業年度
	(平成30年 5 月31日)	(令和元年 5 月31日)
繰延資産		
社債発行費	505	336
その他	287	137
繰延資産合計	792	474
資産合計	2,531,331	2,607,912
負債の部		
流動負債		
買掛金	161,585	141,873
短期借入金	200,000	300,000
1年内償還予定の社債	26,000	31,500
1年内返済予定の長期借入金	91,980	97,524
未払金	44,196	43,731
未払費用	45,369	43,016
未払法人税等	413	826
未払消費税等	30,103	28,640
預り金	1,451	1,414
賞与引当金	4,440	2,475
流動負債合計	605,540	691,001
固定負債		001,001
社債	31,500	_
転換社債型新株予約権付社債	219,912	219,912
長期借入金	1,228,224	1,224,580
退職給付引当金	3,862	3,862
固定負債合計	1,483,498	1,448,354
負債合計	2,089,039	2,139,355
純資産の部		2,139,333
株主資本		
資本金	100,000	100,000
貝 グ 本 資本剰余金	100,000	100,000
	176 210	176 210
その他資本剰余金	176,310	176,310
資本剰余金合計	176,310	176,310
利益剰余金	2.450	2.450
利益準備金	2,150	2,150
その他利益剰余金	404 004	407.000
繰越利益剰余金	161,634	187,926
利益剰余金合計	163,784	190,076
自己株式	430	448
株主資本合計	439,664	465,938
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	43	34
評価・換算差額等合計	43	34
新株予約権	2,584	2,584
純資産合計	442,291	468,556
負債純資産合計	2,531,331	2,607,912

【損益計算書】

		(単位:千円)
	前事業年度 (自 平成29年6月1日	当事業年度 (自 平成30年6月1日
	至 平成30年5月1日	至 令和元年 5 月31日)
売上高	± 17,000 (0.750 /H)	
製品売上高	2,032,313	2,105,857
商品売上高	22,055	26,616
売上高合計	2,054,369	2,132,473
売上原価		_,,
製品売上原価		
製品期首たな卸高	95,184	192,684
当期製品製造原価	1,591,498	1,513,063
合計	1,686,683	1,705,748
製品他勘定振替高		1 4,599
製品期末たな卸高	192,684	160,288
製品売上原価	1,493,998	1,540,860
商品売上原価	1,493,990	1,540,660
	475	4 204
商品期首たな卸高	175	1,304
当期商品仕入高	14,769	16,201
合計	14,944	17,505
商品他勘定振替高	2 134	2 147
商品期末たな卸高	1,304	1,636
商品売上原価	13,506	15,722
売上原価合計	3 1,507,504	з 1,556,582
売上総利益	546,864	575,890
販売費及び一般管理費	4, 5 541,535	4, 5 557,663
営業利益	5,328	18,227
営業外収益		
受取利息	0	15
受取配当金	2	1
受取家賃	828	733
受取補償金	730	4,481
物品売却益	558	524
貸倒引当金戻入額	-	29
助成金収入	6,507	7,167
還付金収入	1,753	70
その他	403	192
営業外収益合計	10,784	13,217
営業外費用		- ,
支払利息	28,899	28,807
社債利息	3,589	1,364
社債発行費償却	168	168
その他	734	826
営業外費用合計	33,392	31,166
経常利益又は経常損失()	17,279	278
特別利益		210
補助金収入	25,209	26,327
特別利益合計		
	25,209	26,327
特別損失	- 005	
固定資産売却損	6 685	-
固定資産除却損	7 0	-
投資有価証券売却損	173	
特別損失合計	858	
税引前当期純利益	7,070	26,605

EDINET提出書類 五洋食品産業株式会社(E26570)

有価証券報告書

		(単位:千円)_
	前事業年度	当事業年度
	(自 平成29年6月1日	(自 平成30年6月1日
	至 平成30年5月31日)	至 令和元年 5 月31日)
法人税、住民税及び事業税	826	826
法人税等調整額	500	513
法人税等合計	326	313
当期純利益	6,744	26,292

【製造原価明細書】

		前事業年度 (自 平成29年 6 月 至 平成30年 5 月		当事業年度 (自 平成30年 6 月 至 令和元年 5 月	
区分	注記番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費		1,033,899	64.2	928,431	60.7
労務費		373,093	23.1	378,868	24.8
経費	1	204,261	12.7	222,253	14.5
当期総製造費用		1,611,254	100.0	1,529,552	100.0
期首仕掛品たな卸高		4,198		6,295	
合計		1,615,453		1,535,847	
期末仕掛品たな卸高		6,295		4,425	
他勘定振替高	2	17,660		18,359	
当期製品製造原価		1,591,498		1,513,063	

当社の原価計算は、工程別総合原価計算による実際原価計算を採用しております。

(注) 1. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成29年6月1日 至 平成30年5月31日)	当事業年度 (自 平成30年 6 月 1 日 至 令和元年 5 月31日)
減価償却費(千円)	98,748	104,258
水道光熱費(千円)	47,787	49,532

2.他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成29年6月1日 至 平成30年5月31日)	当事業年度 (自 平成30年 6 月 1 日 至 令和元年 5 月31日)
販売促進費(千円)	10,741	11,146
その他(千円)	6,918	7,212
合計(千円)	17,660	18,359

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成29年6月1日 至 平成30年5月31日)

(単位:千円)

							<u> 十四・113/</u>
	株主資本						
			資本剰余金		利益剰余金		
	資本金	資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金合計
			利示立			繰越利益剰余金	
当期首残高	139,600	39,600	97,110	136,710	2,150	154,890	157,040
当期変動額							
資本金から剰余金への 振替	39,600		39,600	39,600			
準備金から剰余金への 振替		39,600	39,600	-			
当期純利益						6,744	6,744
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	39,600	39,600	79,200	39,600	-	6,744	6,744
当期末残高	100,000	-	176,310	176,310	2,150	161,634	163,784

	株主	資本	評価・換	算差額等		
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	新株予約権	純資産合計
当期首残高	379	432,971	29	29	2,584	435,585
当期変動額						
資本金から剰余金への 振替		-				-
準備金から剰余金への 振替		-				1
当期純利益		6,744				6,744
自己株式の取得	51	51				51
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			14	14	-	14
当期変動額合計	51	6,692	14	14	•	6,706
当期末残高	430	439,664	43	43	2,584	442,291

当事業年度(自 平成30年6月1日 至 令和元年5月31日)

(単位:千円)

						,	1 12 . 1 . 1 . 1 . 7	
		株主資本						
			資本剰余金	剰余金		利益剰余金		
	資本金	である。 その他資本 資本準備金 剰余金		資本剰余金合計	利益準備金	1	利益剰余金合計	
1/4 HP 3/4 FP						繰越利益剰余金		
当期首残高	100,000	-	176,310	176,310	2,150	161,634	163,784	
当期変動額								
当期純利益						26,292	26,292	
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	26,292	26,292	
当期末残高	100,000	-	176,310	176,310	2,150	187,926	190,076	

	株主	資本	評価・換	算差額等		
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	新株予約権	純資産合計
当期首残高	430	439,664	43	43	2,584	442,291
当期变動額						
当期純利益		26,292				26,292
自己株式の取得	17	17				17
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			9	9	-	9
当期変動額合計	17	26,274	9	9		26,264
当期末残高	448	465,938	34	34	2,584	468,556

	34 ± 38 € ±	(単位:千円)
	前事業年度 (自 平成29年6月1日 至 平成30年5月31日)	当事業年度 (自 平成30年6月1日 至 令和元年5月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	工 1200年3730日)	<u> </u>
税引前当期純利益	7,070	26,605
減価償却費	117,489	123,345
退職給付引当金の増減額(は減少)	612	· -
貸倒引当金の増減額(は減少)	175	29
賞与引当金の増減額(は減少)	7,690	1,965
受取利息及び受取配当金	2	17
支払利息	32,488	30,172
社債発行費償却	168	168
新株予約権発行費償却	150	150
有形固定資産売却損益(は益)	685	-
有形固定資産除却損	0	_
投資有価証券売却損益(は益)	173	_
補助金収入	25,209	26,327
助成金収入	6,507	7,167
売上債権の増減額(は増加)	8,875	29,645
たな卸資産の増減額(は増加)	106,249	33,137
その他の資産の増減額(は増加)	16,905	5,993
せ入債務の増減額(は減少)	24,802	19,712
未払金の増減額(は減少)	4,929	272
未払消費税等の増減額(は減少)	30,103	1,462
その他の負債の増減額(は減少)	1,124	2,388
小計	69,011	177,888
利息及び配当金の受取額	2	17
利息の支払額	32,376	30,260
法人税等の支払額	13,723	410
法人税等の還付額	-	4,160
助成金の受取額	6,507	7,167
補助金の受取額	25,209	26,327
営業活動によるキャッシュ・フロー	54,630	184,887
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	208,833	44,359
有形固定資産の売却による収入	231	-
無形固定資産の取得による支出	2,029	1,100
投資有価証券の売却による収入	1,305	-
貸付けによる支出	-	1,400
貸付金の回収による収入	-	255
その他	521	409
投資活動によるキャッシュ・フロー	208,804	46,194
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	200,000	100,000
長期借入れによる収入	110,000	100,000
長期借入金の返済による支出	87,437	98,100
社債の償還による支出	64,500	26,000
自己株式の取得による支出	51	17
財務活動によるキャッシュ・フロー	241,988	75,882
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	396,162	214,575
現金及び現金同等物の期首残高	657,940	261,777
現金及び現金同等物の期末残高	261,777	476,352

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

- 2.たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 商品、製品、仕掛品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 原材料

先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(3) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

- 3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8~31年

機械及び装置 3~10年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 投資不動産

定額法によっております。

4. 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

- 5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員に対する退職金の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事 業年度末に発生していると見込まれる額を計上しております。

6 . キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

7.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1:顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価格を算定する。

ステップ4:契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

令和4年5月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」8,000千円及び「固定負債」の「繰延税金負債」22千円は「投資その他の資産」の「繰延税金資産」7,977千円に含めて表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前事業年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取り扱いに従って記載しておりません。

(貸借対照表関係)

担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

世体に併している貝座は、	人のこのうてのうよう。		
	前事業年度	当事業年度	
	(平成30年5月31日)	(令和元年 5 月31日)	
建物	942,970	千円 892,932	千円
機械及び装置	5,551	2,523	
土地	137,625	137,625	
計	1,086,148	1,033,081	

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(平成30年 5 月31日)	(令和元年 5 月31日)
1 年内返済予定の長期借入金	48,984 千円	45,974 千円
長期借入金	624,059	578,085
計	673,043	624,059

(損益計算書関係)

1 製品他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成29年6月1日 至 平成30年5月31日)	当事業年度 (自 平成30年6月1日 至 令和元年5月31日)
未収入金	- 千円	4,599 千円

2 商品他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成29年6月1日 至 平成30年5月31日)	当事業年度 (自 平成30年 6 月 1 日 至 令和元年 5 月31日)
販売促進費	132 千円	147 千円

3 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前事業年度		当事業年度
(自 至	平成29年6月1日 平成30年5月31日)	(自 至	平成30年 6 月 1 日 令和元年 5 月31日)
<u>_</u>			
	6,108 千円		3,553 千円

4 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度42%、当事業年度42%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度58%、当事業年度58%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成29年6月1日 至 平成30年5月31日)	当事業年度 (自 平成30年 6 月 1 日 至 令和元年 5 月31日)
荷造運賃	129,704千円	132,943千円
保管料	52,424	56,921
広告宣伝費	20,772	20,660
販売促進費	20,498	21,602
役員報酬	41,241	45,228
給与及び手当	92,560	93,671
賞与引当金繰入額	1,729	985
外部委託費	28,465	23,888
研究開発費	17,983	22,549
減価償却費	18,482	18,828
C	土ねて町穴明改典の炒短	

5 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

(自 至	前事業年度 平成29年6月1日 (自 平成30年5月31日) 至	当事業年度 平成30年 6 月 1 日 令和元年 5 月31日)
	17 983 千円	22 549 千円

6 固定資産売却損の内訳は、次のとおりであります。

前事業年度	当事業年度
(自 平成29年 6 月 1 日	(自 平成30年 6 月 1 日
至 平成30年 5 月31日)	至 令和元年 5 月31日)

機械及び装置 685 千円 - 千円

7 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成29年 6 月 1 日 至 平成30年 5 月31日)	当事業年度 (自 平成30年6月1日 至 令和元年5月31日)
機械及び装置	0 千円	- 千円
工具、器具及び備品	0	-

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成29年6月1日 至 平成30年5月31日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,807,172	-	-	1,807,172
合計	1,807,172	-	-	1,807,172
自己株式				
普通株式(注)	664	56	-	720
合計	664	56	-	720

⁽注)普通株式の自己株式の株式数の増加56株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 新株予約権等に関する事項

1.45	目的となる				当事業	
内訳	株式の種類	当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末	年度末残高 (千円)
第1回無担保転換社債型新株予約権 付社債の新株予約権(平成29年5月29日発行)	普通株式	249,900	-	-	249,900	(注) 1
平成29年ストック・オプションとし ての新株予約権	-	-	-	-	-	2,584
合計		249,900	-	-	249,900	2,584

- (注) 1.転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。
 - 2.目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。
 - 3. 平成29年ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3.配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成30年6月1日 至 令和元年5月31日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,807,172	-	-	1,807,172
合計	1,807,172	-	-	1,807,172
自己株式				
普通株式(注)	720	20	-	740
合計	720	20	-	740

⁽注)普通株式の自己株式の株式数の増加20株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2.新株予約権等に関する事項

	目的となる	目的となる株式の数(株)				当事業
内訳	株式の種類	当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末	年度末残高 (千円)
第1回無担保転換社債型新株予約権 付社債の新株予約権(平成29年5月29日発行)	普通株式	249,900	-	-	249,900	(注) 1
平成29年ストック・オプションとし ての新株予約権	-	-	-	-	-	2,584
合計		249,900	-	-	249,900	2,584

- (注) 1.転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。
 - 2.目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。
 - 3. 平成29年ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3.配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成29年6月1日 至 平成30年5月31日)	当事業年度 (自 平成30年 6 月 1 日 至 令和元年 5 月31日)
現金及び預金勘定	261,777 千円	476,352 千円
現金及び現金同等物	261,777	476,352

(金融商品関係)

- 1.金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入や社債発行)を調達しております。また、 短期的な運転資金を銀行借入及び社債発行により調達しております。なお、デリバティブ等の投機的な取引 は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は主として取引先の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は1年以内の支払期日であります。借入金及び社債は、運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券である株式は、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)をご参照ください。)。

前事業年度(平成30年5月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	261,777	261,777	-
(2) 売掛金	263,907	263,907	-
(3) 電子記録債権	11,434	11,434	-
資産計	537,119	537,119	-
(1) 買掛金	161,585	161,585	-
(2) 短期借入金	200,000	200,000	-
(3) 1年内償還予定の社債	26,000	26,227	227
(4) 1年内返済予定の長期借入金	91,980	92,025	45
(5) 社債	31,500	33,033	1,533
(6) 転換社債型新株予約権付社債	219,912	219,912	-
(7) 長期借入金	1,028,224	1,016,878	11,345
負債計	1,759,201	1,749,662	9,539

当事業年度(令和元年5月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	476,352	476,352	-
(2) 売掛金	235,357	235,357	-
(3) 電子記録債権	10,339	10,339	-
資産計	722,049	722,049	-
(1) 買掛金	141,873	141,873	-
(2) 短期借入金	300,000	300,000	-
(3) 1年内償還予定の社債	31,500	32,150	650
(4) 1年内返済予定の長期借入金	97,524	97,573	49
(5) 社債	-	-	-
(6) 転換社債型新株予約権付社債	219,912	219,912	-
(7) 長期借入金	1,024,580	1,014,100	10,479
負債計	1,815,389	1,805,609	9,779

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 1年内償還予定の社債、(5) 社債、(6) 転換社債型新株予約権付社債 これらの時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割引いた現在 価値により算定しております。

(4) 1年内返済予定の長期借入金、(7) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	平成30年 5 月31日	令和元年 5 月31日
長期借入金	:入金 200,000	

長期借入金に含まれる「資本性劣後ローン」は、借入時において金利は設定されず、減価償却前売上高経常利益率等に基づく成功判定区分で決定するため、合理的に将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(7) 長期借入金」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成30年5月31日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	261,566	-	-	-
売掛金	263,907	-	-	-
電子記録債権	11,434	-	-	-
合計	536,909	-	-	-

当事業年度(令和元年5月31日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	476,194	1	-	-
売掛金	235,357	-	-	-
電子記録債権	10,339	-	-	-
合計	721,891	-	-	-

(注4) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

前事業年度(平成30年5月31日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
短期借入金	200,000	ı	1	ı	ı	-
社債	26,000	31,500	1	1	1	-
長期借入金	91,980	86,304	86,385	76,860	76,860	901,815
合計	317,980	117,804	86,385	76,860	76,860	901,815

当事業年度(令和元年5月31日)

15×1×((11)01)	,,,,,					
	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
短期借入金	300,000	ı	ı	ı	ı	•
社債	31,500	ı	-	ı	ı	
長期借入金	97,524	99,645	89,100	89,100	139,100	807,635
合計	429,024	99,645	89,100	89,100	139,100	807,635

(有価証券関係)

前事業年度(平成30年5月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度(令和元年5月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(平成30年5月31日)

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

当事業年度(令和元年5月31日)

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、退職一時金制度を採用しておりましたが、平成22年11月30日をもって退職金制度を廃止いたしました。なお、当事業年度末に在籍する従業員に対する同日までの退職金の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき退職給付引当金を計上しております。これに伴い、平成22年12月1日以降退職給付費用は発生しておりません。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 当事業年度 (自 平成29年6月1日 (自 平成30年6月1月 至 平成30年5月31日) 至 令和元年5月31月		
退職給付引当金の期首残高	4,475 千円	3,862 千円	
退職給付の支払額	612	-	
退職給付引当金の期末残高	3,862	3,862	

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

前事業年度 (自 平成29年 6 月 1 日 至 平成30年 5 月31日)	当事業年度 (自 平成30年 6 月 1 日 至 令和元年 5 月31日)
3,862 千円	3,862 千円
3,862	3,862
3,862	3,862
3,862	3,862
	(自 平成29年6月1日 至 平成30年5月31日) 3,862 千円 3,862 3,862

(ストック・オプション等関係)

- 1.ストック・オプションにかかる資産計上額及び科目名 該当事項はありません。
- 2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

決議年月日	平成29年 5 月12日	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名 当社管理職9名	
株式の種類及び付与数	普通株式 200,000株 (注)1	
付与日	平成29年 5 月31日	
権利確定条件	(注) 2	
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。	
権利行使期間	令和 4 年 1 月 1 日 ~ 令和 5 年12月31日	

- (注) 1.株式数に換算して記載しております。
 - 2.権利確定条件は次のとおりであります。

新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、当社の令和元年5月期から令和3年5月期までのいずれかの期の有価証券報告書における損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)に記載される経常利益の額が、2億円を超過した場合にのみ、権利を行使することができる。なお国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、上記指標に相当する指標で別途参照すべきものを取締役会にて合理的に定めるものとする。

新株予約権者は新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の定義に基づくものとし、当社子会社等、当社と資本関係にある会社をいう。以下同様とする。)の取締役、監査役または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、および転籍、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者の法定相続人に限り相続を認めるものとする。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなる場合、その他法令に違反する場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

割当日から本新株予約権の権利行使期間を満了するまでの間に、金融商品取引所における当社 普通株式の普通取引終値が一度でも463円を下回った場合、本新株予約権を行使することはでき ないものとする。

割当日から本新株予約権の権利行使期間を満了するまでの間(平成30年5月期から令和5年5月期まで)に、当社の有価証券報告書における損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)に記載される営業利益が2期連続で営業損失となった場合、本新株予約権を行使することはできないものとする。なお国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、上記指標に相当する指標で別途参照すべきものを取締役会にて合理的に定めるものとする。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(令和元年5月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

711 77 377 47 377	
決議年月日	平成29年 5 月12日
権利確定前(株)	
前事業年度末	200,000
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	200,000
権利確定後(株)	
前事業年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

単価情報

決議年月日	平成29年 5 月12日
権利行使価格(円)	880
行使時平均株価(円)	-
付与日における公正な評価単価(円)	1,292

(注) 公正な評価単価は、新株予約権1個(100株)の単価であります。

3.ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用して

おります。

(追加情報)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1.権利確定条件付き有償新株予約権の概要

(1) 権利確定条件付き有償新株予約権の内容

前述の「注記事項 ストック・オプション等関係 2.ストック・オプションの内容、規模及びその変動 状況 (1) ストック・オプションの内容」に記載のとおりであります。

(2) 権利確定条件付き有償新株予約権の規模及びその変動状況

前述の「注記事項 ストック・オプション等関係 2.ストック・オプションの内容、規模及びその変動 状況 (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況」に記載のとおりであります。

2.採用している会計処理の概要

新株予約権を発行したときは、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しておりま す。

新株予約権が行使され、新株を発行するときは、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を、資本金および資本準備金に振り替えております。

なお、新株予約権が失効したときは、当該失効に対応する額を失効が確定した会計期間の利益として処理しております。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成30年 5 月31日)	当事業年度 (令和元年 5 月31日)
繰延税金資産		
減価償却超過額	104 千円	104 千円
貸倒引当金	237	227
賞与引当金	1,513	843
退職給付引当金	1,317	1,316
たな卸資産	3,279	1,978
繰越欠損金	52,802	44,637
その他	639	588
繰延税金資産小計	59,894	49,697
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	-	39,587
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	-	1,597
評価性引当額(注)1	50,769	41,184
繰延税金資産合計	9,125	8,513
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	22	17
未収還付事業税	1,125	<u>-</u>
繰延税金負債合計	1,147	17

- (注) 1.評価性引当額が9,584千円減少しております。この減少の内容は、繰越欠損金の一時差異の減少にともなう ものであります。
- (注)2.税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度(令和元年5月31日)

	1年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)	-	-	-	1,534	39,849	3,254	44,637千円
評価性引当額	-	-	-	-	36,333	3,254	39,587 "
繰延税金資産	-	-	-	1,534	3,515	-	(b)5,050 "

- (a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。
- (b) 税務上の繰越欠損金44,637千円(法定実効税率を乗じた額)の一部について、繰延税金資産5,050千円を計上しております。これは将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断したためであります。
 - 2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成30年 5 月31日)	当事業年度 (令和元年 5 月31日)
法定実効税率	34.3%	34.1%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%	- %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.0%	0.0%
住民税均等割等	11.7%	3.1%
評価性引当額の増減	43.2%	36.0%
その他	1.3%	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	4.6%	1.2%

(賃貸等不動産関係)

前事業年度(自 平成29年6月1日 至 平成30年5月31日) 重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成30年6月1日 至 令和元年5月31日) 重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成29年6月1日 至 平成30年5月31日)

当社は、冷凍洋菓子事業の単一セグメントであるため、セグメント情報については記載を省略しております。

当事業年度(自 平成30年6月1日 至 令和元年5月31日)

当社は、冷凍洋菓子事業の単一セグメントであるため、セグメント情報については記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成29年6月1日 至 平成30年5月31日)

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略 しております。

3.主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
株式会社ゼンショーホールディングス	464,169	冷凍洋菓子事業
三菱食品株式会社	342,560	冷凍洋菓子事業

当事業年度(自 平成30年6月1日 至 令和元年5月31日)

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

- 2.地域ごとの情報
 - (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
三菱食品株式会社	372,814	冷凍洋菓子事業
株式会社ゼンショーホールディングス	298,828	冷凍洋菓子事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 平成29年6月1日 至 平成30年5月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 平成30年6月1日 至 令和元年5月31日) 該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 平成29年6月1日 至 平成30年5月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 平成30年6月1日 至 令和元年5月31日) 該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 平成29年6月1日 至 平成30年5月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 平成30年6月1日 至 令和元年5月31日) 該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1.関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等 前事業年度(自 平成29年6月1日 至 平成30年5月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 平成30年6月1日 至 令和元年5月31日) 該当事項はありません。

2.親会社又は重要な関連会社に関する注記 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成29年6月1日 至 平成30年5月31日)	当事業年度 (自 平成30年6月1日 至 令和元年5月31日)
1株当たり純資産額	243.41円	257.95円
1 株当たり当期純利益金額	3.73円	14.55円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	3.71円	12.79円

(注)1.1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の とおりであります。

	前事業年度 (自 平成29年 6 月 1 日 至 平成30年 5 月31日)	当事業年度 (自 平成30年6月1日 至 令和元年5月31日)	
1 株当たり当期純利益金額	<u> </u>		
当期純利益(千円)	6,744	26,292	
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-	
普通株式に係る当期純利益(千円)	6,744	26,292	
普通株式の期中平均株式数(株)	1,806,504	1,806,444	
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額			
当期純利益調整額(千円)	•	•	
普通株式増加数(株)	12,157	249,900	
(うち転換社債型新株予約権付社債(株))	(12,157)	(249,900)	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後1株当たり当期純利益金額の算定に含め なかった潜在株式の概要			

2.1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

2:「かゴた」に負圧限の弁に工の全	HEIOC ST OCCUS S COS S OC S S	
	前事業年度末 (平成30年 5 月31日)	当事業年度末 (令和元年 5 月31日)
純資産の部の合計額(千円)	442,291	468,556
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	2,584	2,584
(うち新株予約権(千円))	(2,584)	(2,584)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	439,707	465,972
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(株)	1,806,452	1,806,432

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	1,196,753	1,000	-	1,197,753	296,247	51,384	901,505
構築物	75,270	-	-	75,270	27,562	7,054	47,708
機械及び装置	532,265	44,950	-	577,215	249,988	55,456	327,226
車両運搬具	1,168	1,267	-	2,435	1,253	450	1,182
工具、器具及び備品	67,843	1,449	1,592	67,700	25,236	7,621	42,464
土地	314,213	-	-	314,213	-	-	314,213
建設仮勘定	4,500	8,350	12,850	-	-	-	-
有形固定資産計	2,192,014	57,016	14,442	2,234,589	600,287	121,968	1,634,301
無形固定資産							
商標権	3,889	-	-	3,889	2,880	388	1,008
ソフトウエア	3,516	1,100	-	4,616	2,505	495	2,111
その他	2,626	-	150	2,476	1,642	234	833
無形固定資産計	10,032	1,100	150	10,982	7,028	1,118	3,954
長期前払費用	203	344	346	201	-	-	201
繰延資産							
社債発行費	687	-	-	687	350	168	336
その他	450	-	-	450	312	150	137
繰延資産計	1,137	-	-	1,137	663	318	474

(注)当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

機械及び装置

工場内生産設備取得

44,950 千円

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
第1回無担保社債	平成22年 1月31日	28,500	28,500 (28,500)	3.5	なし	令和 2 年 1 月31日
第2回無担保社債	平成22年 2月4日	3,000	3,000 (3,000)	3.5	なし	令和 2 年 1 月31日
第5回無担保社債	平成25年 8月16日	26,000	-	4.0	なし	平成30年 8 月31日
第1回無担保 転換社債型新株予約権付社債	平成29年 5 月29日	219,912	219,912	-	なし	令和3年 5月31日
合計		277,412	251,412 (31,500)			

- (注) 1.「当期末残高」欄の(内書)は、1年内償還予定の金額であります。
 - 2. 転換社債型新株予約権付社債の内容

発行すべき 株式の内容	新株予約権の 発行価額	株式の 発行価格 (円)	7013 IMI HX 42	新株予約権の行使 により発行した 株式の発行価額の 総額(千円)	のは日割る	新株予約権 の行使期間	代用払込みに 関する事項
当社普通株式	無償	880	219,912	-	100	自 平成29年 5月29日 至 令和3年 5月31日	(注)

- (注) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容は、当該新株予約権に係る本社債を出資するものとする。
 - 3.貸借対照表日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

		: :		
1 年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
31,500	219,912		-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	200,000	300,000	0.4	
1年以内に返済予定の長期借入金	91,980	97,524	1.0	
長期借入金(1年以内に返済予定 のものを除く。)	1,228,224	1,224,580	2.0	令和2年~令和19年
合計	1,520,204	1,622,104		

- (注) 1. 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
 - 2.長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1 年超 2 年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
長期借入金	99,645	89,100	89,100	139,100

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	697	668	1	697	668
賞与引当金	4,440	2,475	4,440	1	2,475

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、洗替による取崩額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	158
預金	
当座預金	447,765
普通預金	28,428
別段預金	0
小青十	476,194
合計	476,352

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
三菱食品株式会社	52,647
株式会社日本アクセス	27,029
ユーシーシーフーヅ株式会社	22,365
株式会社ゼンショーホールディングス	9,790
生活協同組合連合会グリーンコープ連合	8,831
その他	114,692
合計	235,357

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日) (A)+(D) 2
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	(B) 365
263,907	2,331,471	2,360,021	235,357	90.9	39.1

⁽注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

商品及び製品

品目	金額(千円)
商品	
スポンジケーキ	1,636
計	1,636
製品	
レアチーズケーキ類	45,637
モンブラン類	45,535
焼き菓子類(チーズケーキ等)	28,434
ショートケーキ類	27,726
その他	12,954
計	160,288
合計	161,924

仕掛品

品目	金額(千円)
スポンジケーキ	1,877
モンブラン類	841
焼き菓子類(チーズケーキ等)	649
その他	1,055
合計	4,425

原材料及び貯蔵品

区分	金額(千円)
原材料	
主要材料	5,116
包装資材	15,871
その他	14,181
小計	35,169
貯蔵品	
広告宣伝備品	1,845
採用関連備品	1,660
工場内備品	1,419
販促品	67
その他	289
計	5,283
合計	40,452

買掛金

相手先	金額(千円)
カネカ食品株式会社	50,883
株式会社丸菱	16,670
株式会社野澤組	14,427
ニシヤ商事株式会社	10,349
白熊商事株式会社	9,956
その他	39,585
合計	141,873

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)		第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高	(千円)	401,259	1,004,018	1,586,442	2,132,473
税引前当期純利益金額又は 税引前四半期純損失金額()	(千円)	34,106	29,956	7,395	26,605
当期純利益金額又は 四半期純損失金額()	(千円)	34,313	26,850	6,489	26,292
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり四半期純損失金額()	(円)	18.99	14.86	3.59	14.55

(会計期間)		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1 株当たり四半期純利益金額又は 1 株当たり四半期純損失金額()	(円)	18.99	4.13	11.27	18.15

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	6月1日から5月31日まで
定時株主総会	事業年度末日から3ヶ月以内
基準日	5月31日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	11月30日 5月31日
1 単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.goyofoods.co.jp/ir.html
株主に対する特典	なし

⁽注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条2項各号に掲げる権利、取得請求権付株式の取得を請求する権利及び募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第43期(自 平成29年6月1日 至 平成30年5月31日)平成30年8月29日福岡財務支局長に提出

(2) 四半期報告書

事業年度 第44期第1四半期(自 平成30年6月1日 至 平成30年8月31日)平成30年10月15日福岡財務支局長に 提出

事業年度 第44期第2四半期(自 平成30年9月1日 至 平成30年11月30日)平成31年1月11日福岡財務支局長に 提出

事業年度 第44期第3四半期(自 平成30年12月1日 至 平成31年2月28日)平成31年4月12日福岡財務支局長に 提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和元年8月28日

五洋食品産業株式会社 取締役会 御中

如水監査法人

指定社員 公認会計士 児玉 邦康 業務執行社員

指定社員 業務執行社員 公認会計士 村上 知子

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている五洋食品産業株式会社の平成30年6月1日から令和元年5月31日までの第44期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、 五洋 食品産業株式会社の令和元年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッ シュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しており ます
 - 2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。